

第2回
子どもの権利に関する高校生意識調査
報告書

令和7(2025)年3月

とよた子どもの権利相談室(こことよ)

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

はじめに

子どもの権利に関する高校生意識調査は、2020年の第1回目につき、今回は、第2回目の実施となりました。今回も実施にあたっては、西三北地区公立高等学校長会のみなさまをはじめ、豊田市内に設置されている私立高等学校のみなさまにもご協力をいただきました。学校内では、ペーパーレス化がすすみ、さまざまな連絡や案内が端末を利用して届けられていることから、今回の調査からは、学校ごとに端末を用いて対象となる高校生にアンケート調査を依頼することといたしました。こうしたこともあり、今回の調査は、「漢字」調査票で1123票（前回：217票）、「ひらがな」調査票で57票（同：8票）、総計で1180票（同：225票）もの回答をお寄せいただきました。前回から約5倍ものアンケートの回収となり、豊田市内の高校に在籍する1割をこえる高校生にご協力を頂いたこととなります。最初に、ご協力いただいたすべての高校生のみなさんと、高校教職員のみなさまに心より感謝申し上げます。

豊田市子ども条例が制定されてから今年で17年が経過しました。本条例に基づいて、本市には、子どもの権利擁護委員制度ならびに子どもの権利に関する相談窓口「こことよ（とよた子どもの権利相談室）」が設置されています。また、条例は、市が、市民全体に向けた子どもの権利の普及と啓発をすすめていくことを約束しています。本調査もまた、高校生向けの子どもの権利ならびに条例に関する普及・啓発の一環に位置づくものでありますし、また、本調査結果は、今後の市の施策に活用されることとなります。

あらためて、条例を正しく理解することを目的に、以下では、本調査の意義と課題について整理しておきます。

ひとつめに、豊田市子ども条例が対象としている「子ども」とは、18歳未満の人のことを言いますが、高校に在籍している高校生の場合には、18歳を過ぎても対象となります。高校生のみなさんには、条例に示された子どもの権利をしっかり理解し、活用してもらうことができればと私たちは願っています。また、条例は、豊田市に在住する子どもたちだけではなく、市外から豊田市内の高校に通う高校生を含んでいます。市外に住んでいる高校生のみなさんは、小学生・中学生の時に豊田市の条例について学ぶ機会はほとんどなかったのではないかと思います。調査をきっかけとして条例や子どもの権利を知る機会にしてもらいたいと思いますし、市内在住の高校生であっても、繰り返し、条例に触れる機会となればと考えています。

ふたつめに、何よりも高校生は、概念獲得の顕著な発達段階にありますので、より深く「権利という概念」を理解することのできる力があると考えられます。高校生には高校生にふさわしく、自己の見解を表明することのできる能力が格段と備わってきます。また、自分の権利が他者の権利とぶつかり合う場面がありうることを理解することができるようになり、その場合に、互いの権利を「調整」する力を身につけていくようになります。

みつつめに、「権利」を概念的に理解することができるようになる高校生のこの時期に、高校生はさまざまな具体的な葛藤や矛盾と向き合わざるをえなくなります。そうしたときに、意見を表明する権利や気持ちを聴かれる権利、相談する権利があることの意味を実感として把握

できるようになるように思います。現実に、多くの高校生は、進路や自立をめぐる親・保護者と対立する場合もあるかもしれませんが、同性や異性との交際の場面、部活動での先輩後輩関係の場面でも、深刻な権利侵害が発生する可能性は存在します。学校での校則や決まりに対し、理不尽な思いを抱えている子どもも決して少なくないのではないのでしょうか。

この高校生意識調査は、豊田市内の高校に通う全ての高校生を対象に、子ども条例と子どもの権利条約に関する認知度を問いながら、アンケートに回答していただくことで、子どもの権利にはどのような内容が含まれているのかを具体的に知ることのできるものになっています。また、困りごとがあれば相談できる場所が豊田市にはあることがわかるようになっていきます。高校生の自己の意見や見解を表明できる場として、自由記述を設けています。多くの学校・家庭・地域で、この調査報告書を活用していただき、高校生の気持ちを受け止める機会にしていただければと思いますし、子育てや学校教育活動の改善に役立てることもできるのではないのでしょうか。

本調査の実施と調査結果の分析にあたっては、前回と同様、名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室に協力をいただいています。同研究室 OB の坂野愛実さんが、調査実施の基本的な設計を担当してくださいました。記して感謝申し上げます。

調査結果にもとづいて、子どもの権利擁護委員ならびに子どもの権利相談室相談員からの所感をまとめています(Ⅲ-9)。これは主に、自由記述に示された高校生の気持ちや意見(Ⅲ-8)への私たちからのメッセージという意味合いを含んでいます。お時間のない方は、Ⅲ-8 とⅢ-9 からお読みいただいても構いません。ただし、自由記述の一部については、できるだけアンケート回答をそのまま掲載するようにしていましたが、明らかな誤植や人権配慮の観点から不適切な表現があった場合、あるいは、個人情報保護の観点から修正せざるを得なかった場合があることをあらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

こども基本法(2023年4月1日施行)が成立し、さまざまな場面で子どもの意見を聴くことがあたりまえと考えられる社会になろうとしています。豊田市は、2007年の子ども条例の制定で、全国に先駆けてそのようなまちづくりを進めてきましたから、まさに子どもの権利のトップランナーです。さらに、2025年1月には、中部地方で初、全国で6番目となる「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)実践自治体」に承認されました。

豊田市子ども条例は、その前文で、「子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。」と書いています。子どもも大人も幸せになるまちづくりを目指して、子どもの権利がもっと子どもたちに身近になり、一人ひとりの子どもが大切にされる社会の実現に向けて、みなさんといっしょに取組を進めていきたいと思っています。

2025年3月31日

豊田市子どもの権利擁護委員一同

目次

I 調査概要

- 1 調査の目的
- 2 調査の設計
- 3 回収結果
- 4 その他

II 回答者の属性

- 1 学年
- 2 性別
- 3 居住場所

III アンケート調査の結果

- 1 「豊田市子ども条例」の認知度について
 - 1-1 条例の認知度
 - 1-2 学年別認知度
 - 1-3 居住場所別認知度

- 2 子どもの権利条約の認知度について
 - 2-1 条約の認知度
 - 2-2 学年別認知度
 - 2-3 居住場所別認知度

- 3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について
 - 3-1 学校における学習機会
 - 3-2 学ぶ意欲

- 4 「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について
 - 4-1 【安心して生きる権利】第5条
 - 4-2 【自分らしく生きる権利】第6条
 - 4-3 【豊かに育つ権利】第7条
 - 4-4 【参加する権利】第8条

5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について

- 5-1 【安心して生きる権利】第5条
- 5-2 【自分らしく生きる権利】第6条
- 5-3 【豊かに育つ権利】第7条
- 5-4 【参加する権利】第8条

6 困りごとや悩みごとを相談する相手について

7 豊田市が設置する相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)について

- 7-1 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)の認知度
- 7-2 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するときに用いたいツール

8 子どもの権利に関する意見など(自由記述)について

- 8-1 内容の分類
- 8-2 記述内容

9 とよた子どもの権利相談室(こことよ)の所感

- 9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について
- 9-2 調査結果をふまえた今後の課題

参考資料

- 1 単純集計結果
- 2 質問項目
- 3 高校生アンケート協力依頼文書

I 調査概要

1 調査の目的

本調査は、子どもの権利の啓発活動や子ども相談活動にいつそう取り組むことを通じ、すべての子どもが自らを権利の主体者として自覚し行動することができるよう支援していきたいという豊田市の理念を実現するため、豊田市内の高校に在籍する高校生を対象に、「豊田市子ども条例」の認知度ならびに「子どもの権利」に関する学習や理解の状況を調査し、子ども条例の普及・啓発活動ならびに子どもの権利相談室の諸事業等、今後の各施策を考える基礎的データを得ることを目的とするものです。

2 調査の設計

- (1)調査地域 豊田市内
- (2)調査対象 豊田市内の高校に在籍する高校生
- (3)対象者数 11,018 人
- (4)調査方法 Web 回答(「Google フォーム」を使用)
- (5)調査期間 2024年7月15日～8月31日
- (6)調査票 日本語(漢字・ひらがな)調査票
- (7)調査機関 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室

3 回収結果

- ・「漢字」調査票……………1123票 (2020年度:217 票)
- ・「ひらがな」調査票……………57 票 (2020 年度:8 票)
- ・総計……………1180 票 (2020 年度:225 票)

4 その他

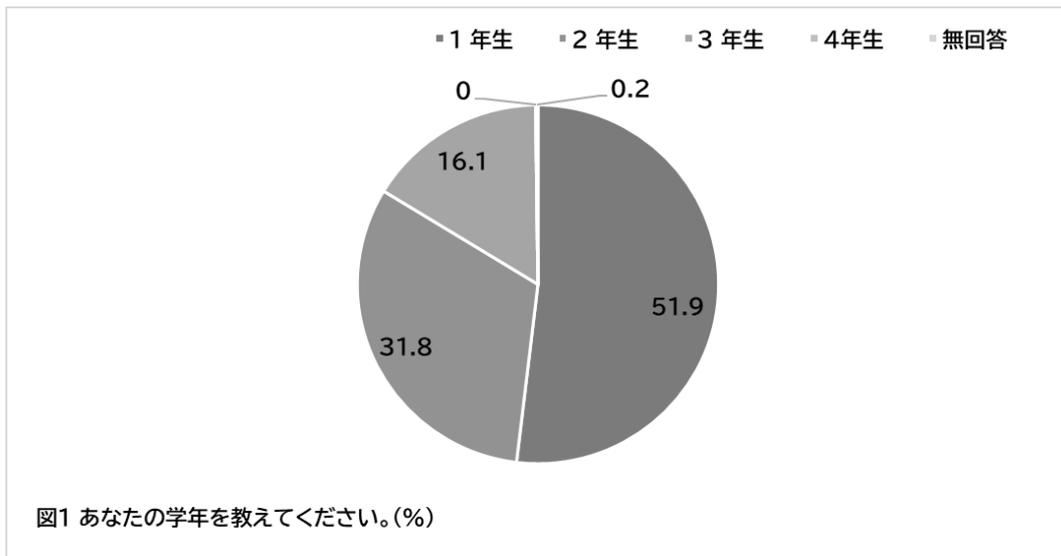
本報告書の記載内容に関し、次の3点にご注意ください。

- ① 調査票には「漢字」と「ひらがな」の2種類がありますが、アンケート調査の結果としては、統合したものをまとめています。
- ② 各集計表・グラフにおける構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%とならないことがあります。
- ③ 本報告書における()内の数字は2020年度に行った第1回調査の数字を表しています。

Ⅱ 回答者の属性

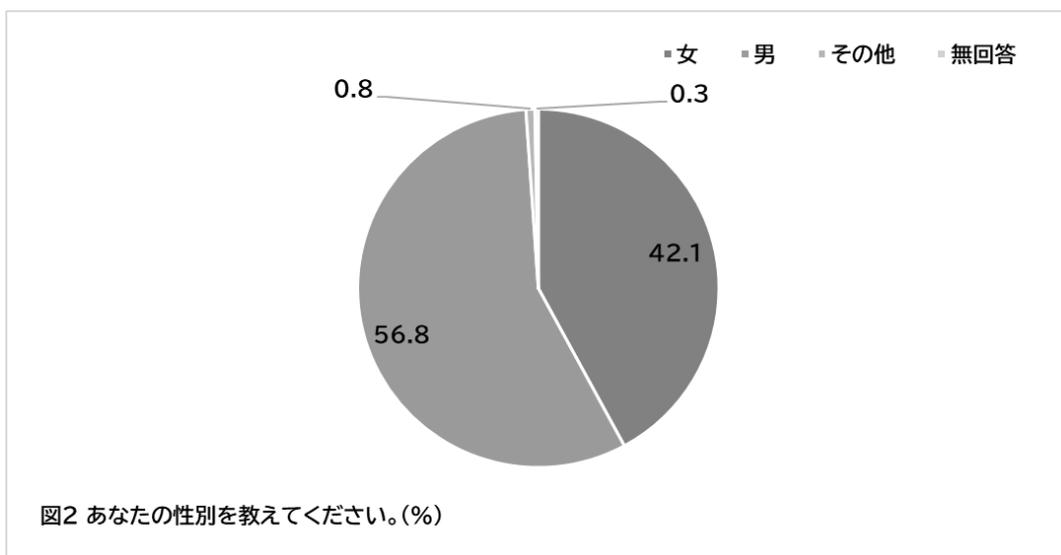
1 学年

回答者の学年は、「1年生」が 51.9%と最も多く、次いで「2年生」が 31.8%、「3年生」が 16.1%、「4年生」が 0%となっています。



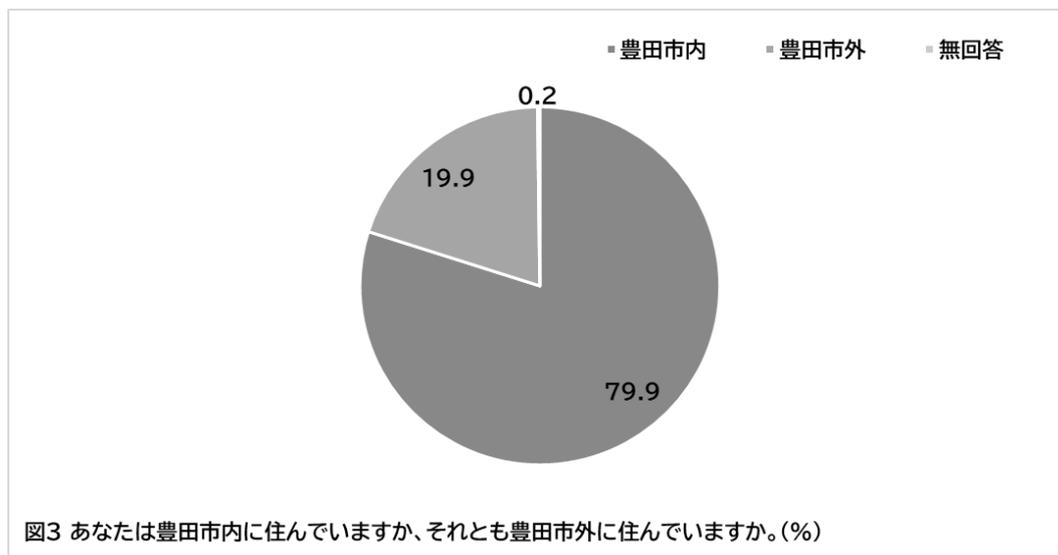
2 性別

回答者の性別は、「男」が 56.8%、「女」が 42.1%、「その他」が 0.8%となっています。



3 居住場所

回答者の居住場所は、「豊田市内」が 79.9%、「豊田市外」が 19.9%となっています。

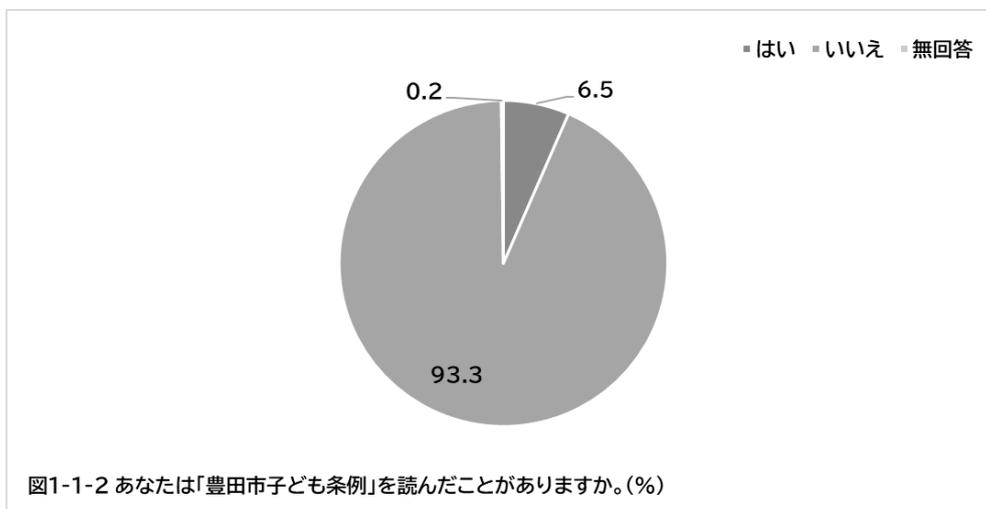
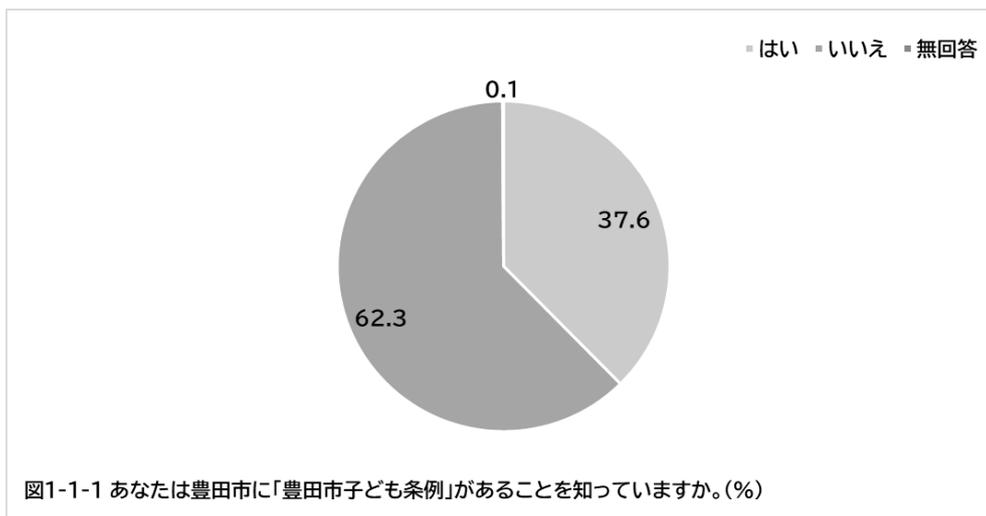


Ⅲ アンケート調査の結果

1 「豊田市子ども条例」の認知度について

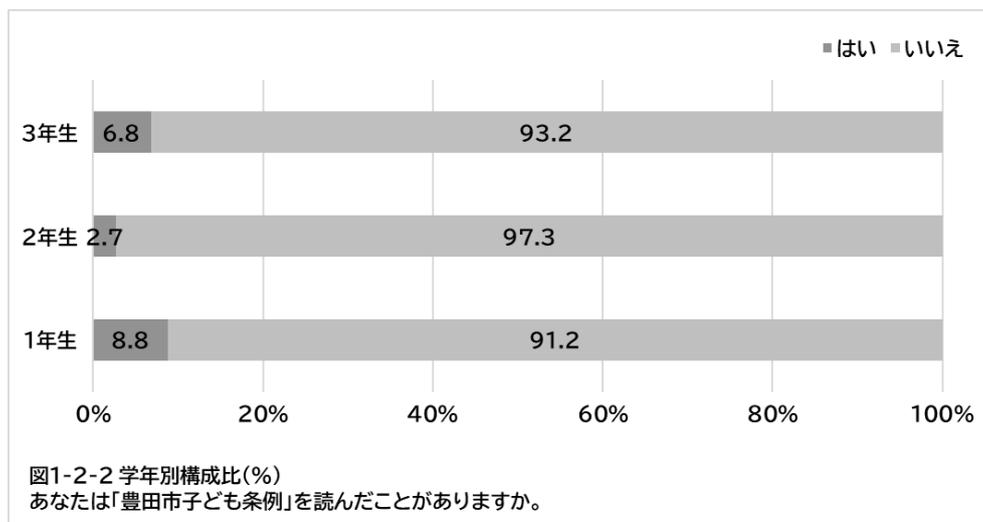
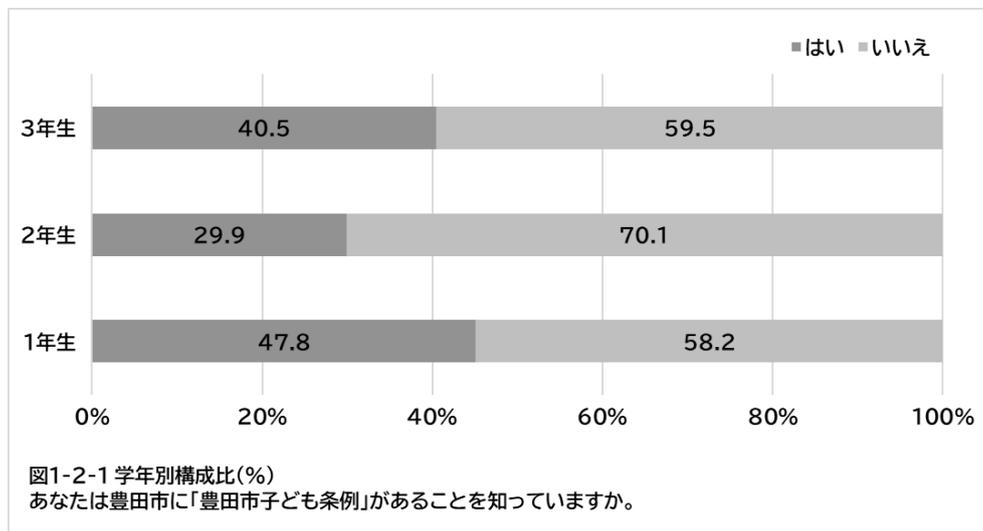
1-1 条例の認知度

条例の認知度について、図[1-1-1]の条例を知っていますかという質問に対しては、「はい」37.6%(34.2%)である一方、「いいえ」が62.3%(64.9%)と半数を超えています。また、図[1-1-2]の条例を読んだことがありますかという質問に対しては、「はい」が6.5%(7.1%)、「いいえ」が93.3%(92.9%)と回答者の高校生のうち、そのほとんどが条例を読んだことがないという結果となっています。一方で、()内の前回調査と比較すると、条例を知っている割合が少し増しています。ただし、その内容の認知度に関しては、僅かに下がっています。



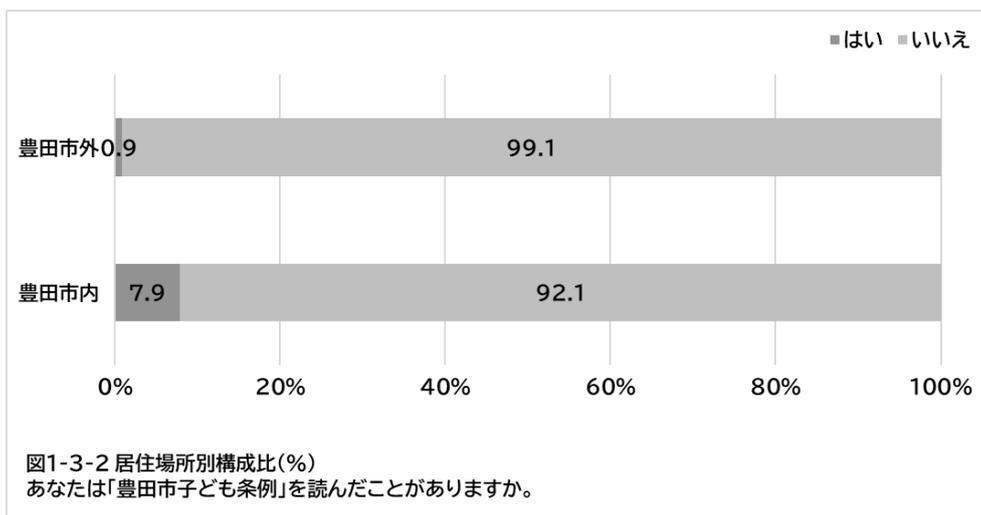
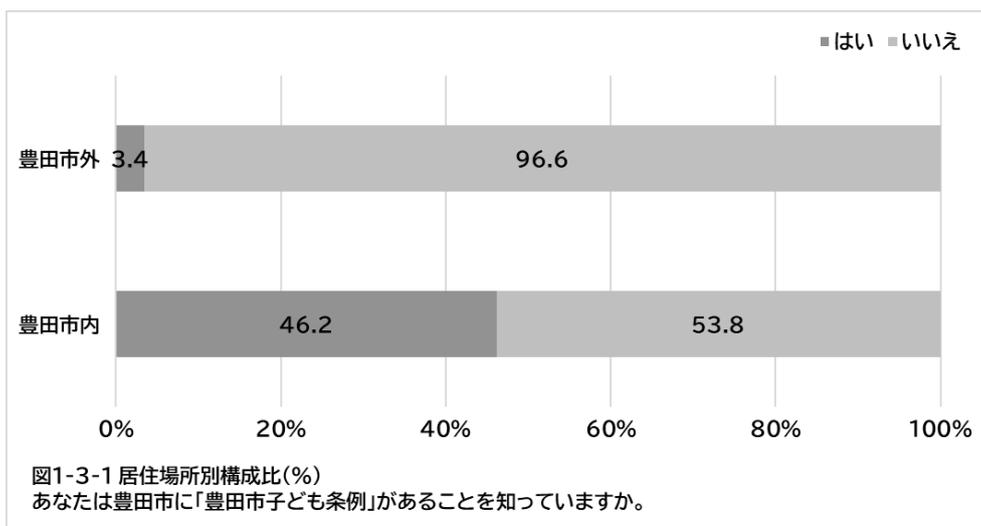
1-2 学年別認知度

学年別の条例の認知度について、図[1-2-1]より、条例を知っていると回答した割合は、「1年生」が47.8%(42.7%)と最も多く、次いで、「3年生」の40.5%(35.4%)、「2年生」の29.9%(24.3%)となっています。認知度が高いとは言えませんが、()内の前回調査と比較すると、どの学年も認知度が上がっています。さらに、図[1-2-2]より、条例を読んだことがあると回答した割合もまた、「1年生」が8.8%(12.4%)と最も多く、次いで、「3年生」の6.8%(4.2%)、「2年生」の2.7%(2.7%)となっています。()内の前回調査と比較すると、「3年生」の割合は増えていますが、どの学年も条例をほとんど読んだことがないわかります。



1-3 居住場所別認知度

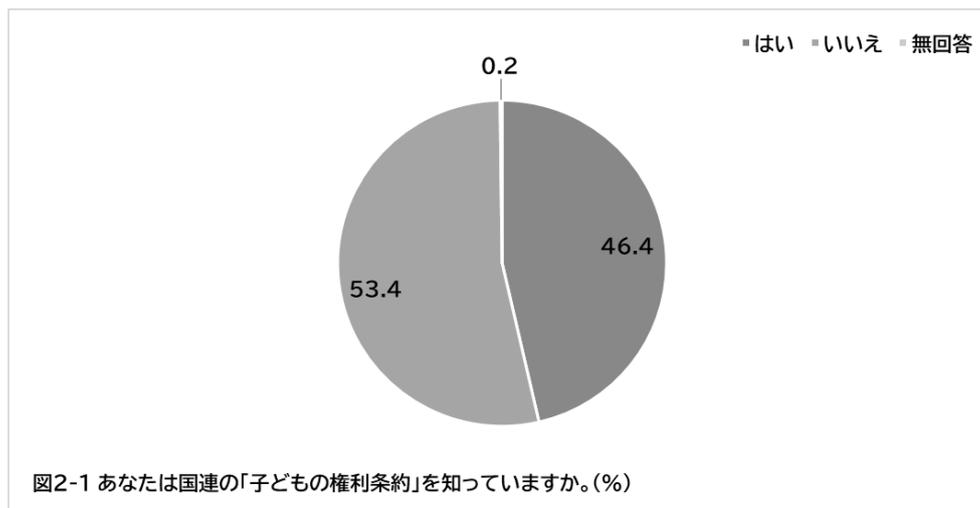
居住場所別の条例の認知度について、知っている(図[1-3-1]の「はい」)と読んだことがある(図[1-3-2]の「はい」)の回答はともに、「豊田市内」が46.2%と7.9%(46.9%と9.5%)となっており、「豊田市外」の3.4%と0.9%(10.5%と1.3%)より高い割合となっています。また、()内の前回調査と比較すると、全体として認知度が下がっていることがわかります。この要因としては、アンケート回答者数の上昇による可能性が考えられます。



2 子どもの権利条約の認知度について

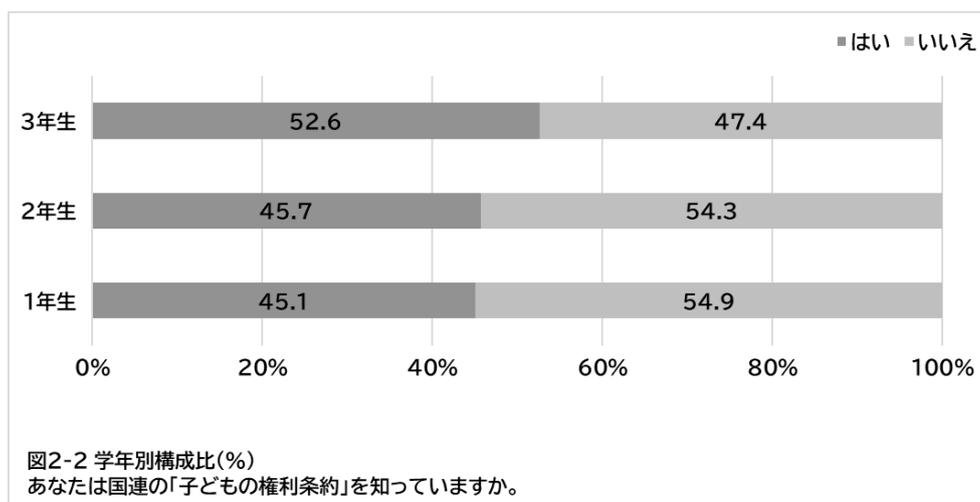
2-1 条約の認知度

子どもの権利条約の認知度について、図[2-1]において「はい」が46.4%(59.1%)である一方、「いいえ」が53.4%(40.9%)と半数を超えています。また、()内の前回調査と比較すると、認知度が下がっていることがわかります。



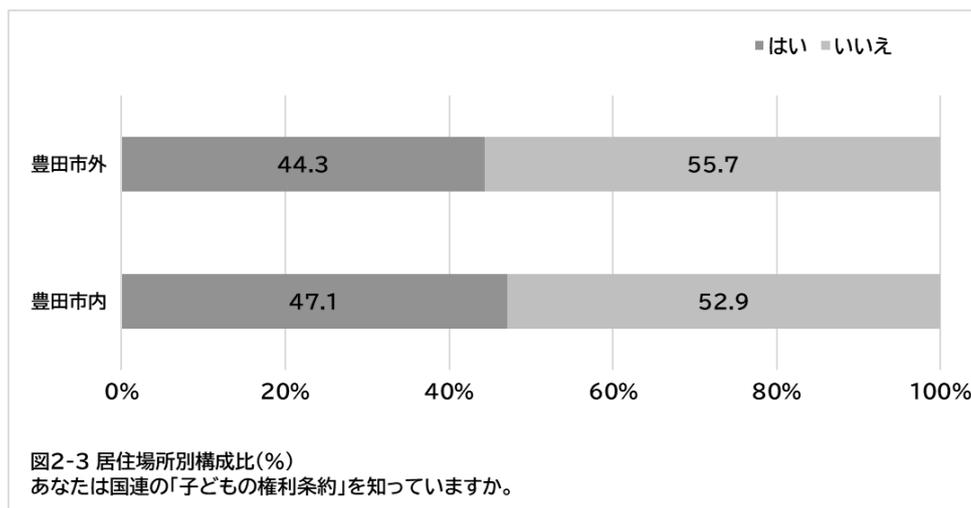
2-2 学年別認知度

学年別の条約の認知度は、図[2-2]より、「はい」と回答した「3年生」が52.6%(64.6%)と最も高く、次いで「2年生」が45.7%(50.0%)、「1年生」が45.1%(66.0%)と続きます。また、()内の前回調査と比較すると、どの学年も認知度が下がっていることがわかります。



2-3 居住場所別認知度

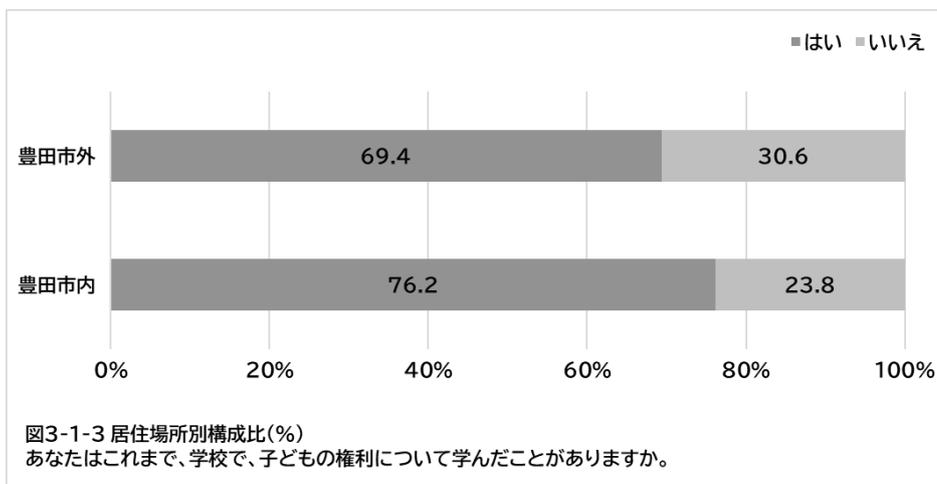
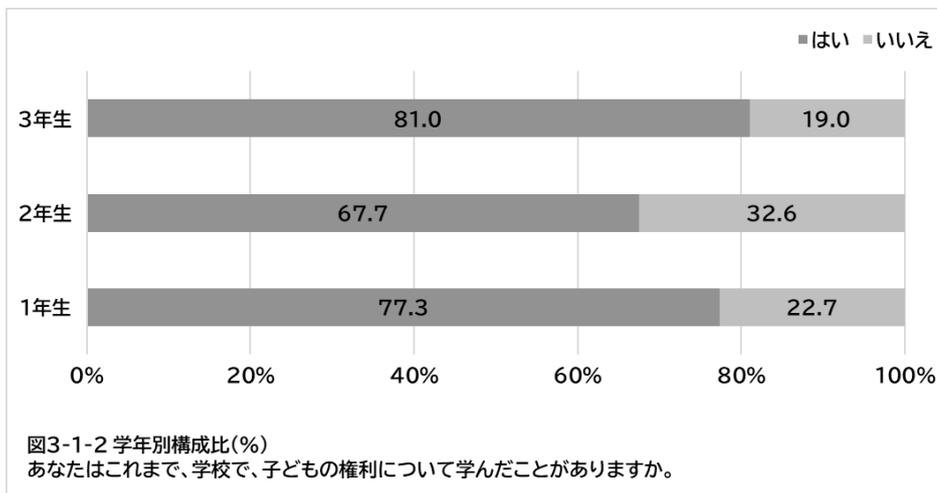
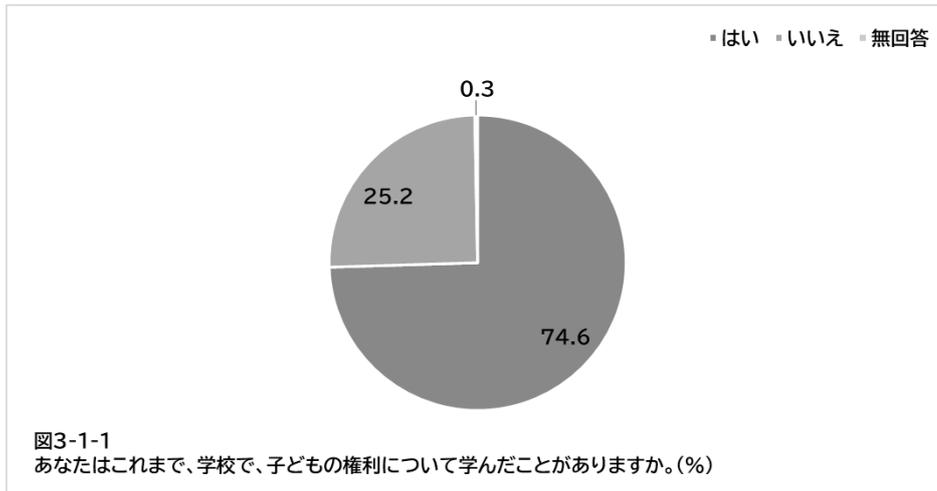
居住場所別の条約の認知度について、図[2-3]より、「はい」と回答した割合は、「豊田市内」が47.1%(58.8%)、「豊田市外」が44.3%(60.5%)と居住場所では認知度にそれほど差はありません。ただし、()内の前回調査と比較すると、全体として認知度が下がっていることがわかります。



3 子どもの権利を学ぶ機会と意欲について

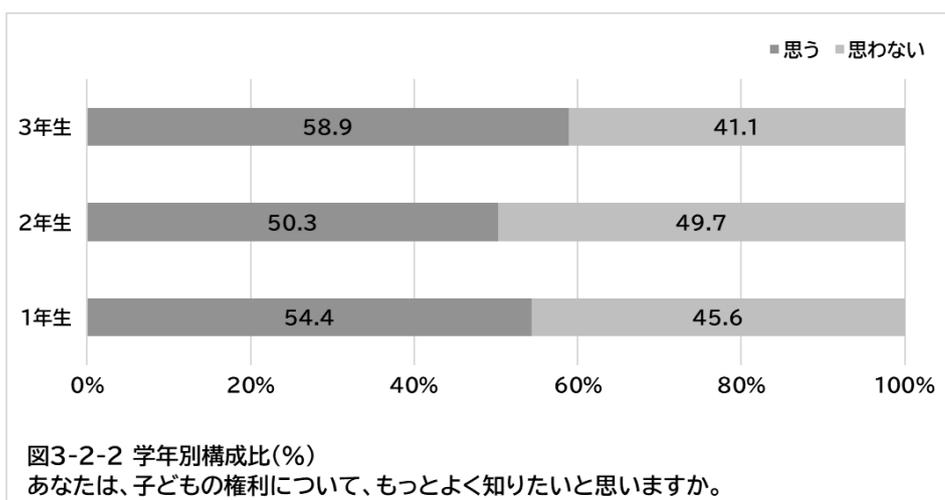
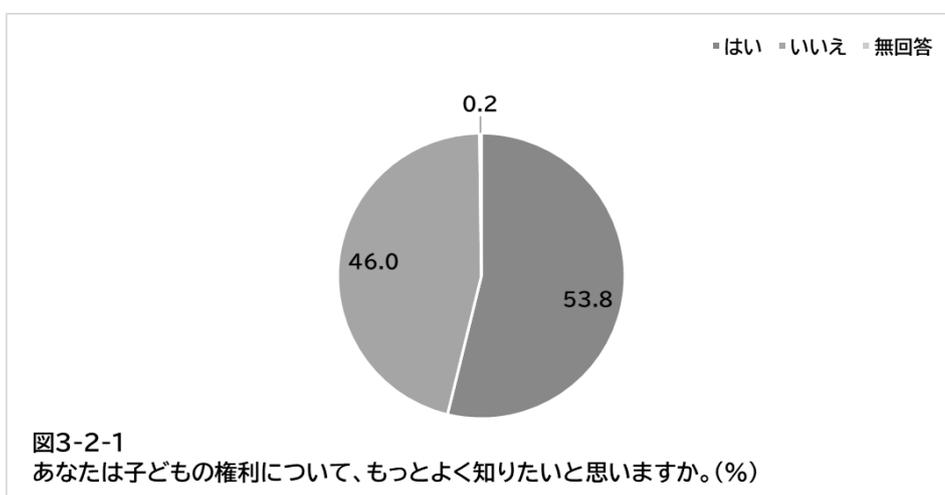
3-1 学校における学習機会

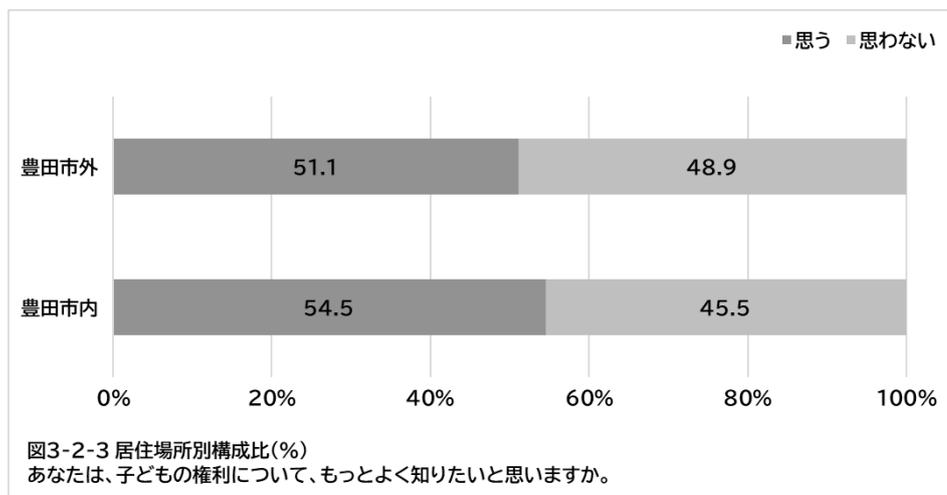
子どもの権利条約を学校で学習する機会に関して、図[3-1-1]より、「はい」と回答した割合は74.6%(76.0%)と高いです。また、図[3-1-2]の学年別構成比では、「3年生」の81.0%(79.2%)が最も多く、次いで、「1年生」の77.3%(83.3%)、「2年生」の67.7%(67.6%)となっています。「1年生」と「2年生」の間には約10ポイントの開きがあり、特に、「2年生」の学習機会が少ないと言えます。一方、図[3-1-3]より、「はい」と回答した割合は、「豊田市内」が76.2%(75.5%)、「豊田市外」が69.4%(78.9%)と、「豊田市内」の方が僅かに高くなっています。また、()内の前回調査と比較すると、「1年生」の学習機会が少しですが、減っていることがわかります。



3-2 学ぶ意欲

子どもの権利を学ぶ意欲に関して、図[3-2-1]より、もっとよく知りたいと思うと回答した割合が53.8%(62.2%)と半数を超えています。また、図[3-2-2]の学年別構成比を確認すると、「思う」と回答した割合が最も多いのは、「3年生」の58.9%(68.8%)、次いで、「1年生」の54.4%(63.9%)、「2年生」の50.3%(56.8%)となっており、特に、6割近い数値である3年生の意欲の高さがうかがえます。さらに、図[3-2-3]の居住場所別構成比では、「思う」と回答した割合が、「豊田市外」51.1%(63.5%)、「豊田市内」54.5%(59.2%)となっており、大きな差は見られません。一方、()内の前回調査と比較すると、全体として子どもの権利を学ぶ意欲が全体として低下していることがわかります。



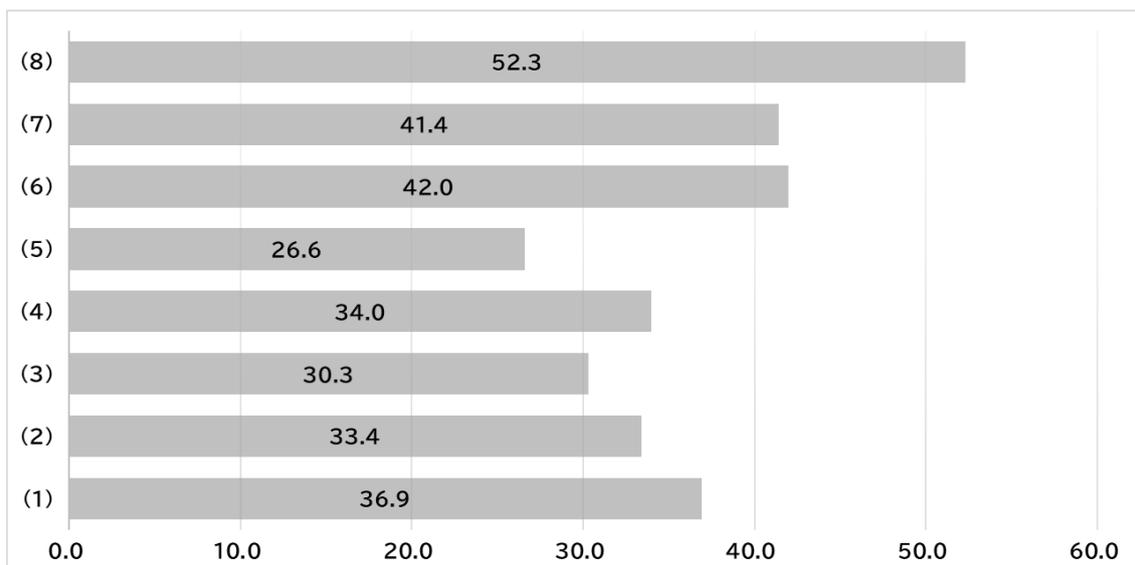


4 「豊田市子ども条例」において守られていないと感じる権利について

4-1 【安心して生きる権利】第5条

安心して生きる権利を定めた第5条のなかで、図[4-1-1]より、守られていないと感じる項目について、「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が52.3%(41.8%)と最も多くなっており、半数を超えるとともに他の権利と10ポイント以上の差があります。さらに、本項目は、【自分らしく生きる権利】第6条・【豊かに育つ権利】第7条・【参加する権利】第8条を含めても一番高い数値となっています。次いで、「(6)あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が42.0%(44.9%)、「(7)困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が41.4%(40.8%)、「(1)命が守られ、かけがえない存在として大切にされること。」が36.9%(39.8%)、「(4)平和で安全な環境の下で生活すること。」が34.0%(30.6%)、「(2)愛情と理解をもってはぐくまれること。」が33.4%(31.6%)、「(3)年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が30.3%(28.6%)、「(5)健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が26.6%(24.5%)と続いています。また、()内の前回調査と比較すると、「(2)愛情と理解をもってはぐくまれること。」「(3)年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」「(4)平和で安全な環境の下で生活すること。」「(5)健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」「(7)困っていることや不安に思っていることを相談すること。」「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」の6項目が高くなっており、特に、「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が、10ポイント以上増えています。

そして、最も高い割合の「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」について、学年別構成比をまとめた図[4-1-2]を見ると、「3年生」が54.0%と最も高く、次いで、「1年生」の52.7%、「2年生」の50.9%と、全ての学年で半数を超える割合となっています。



- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

図4-1-1 【安心して生きる権利】第5条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <350件の回答>

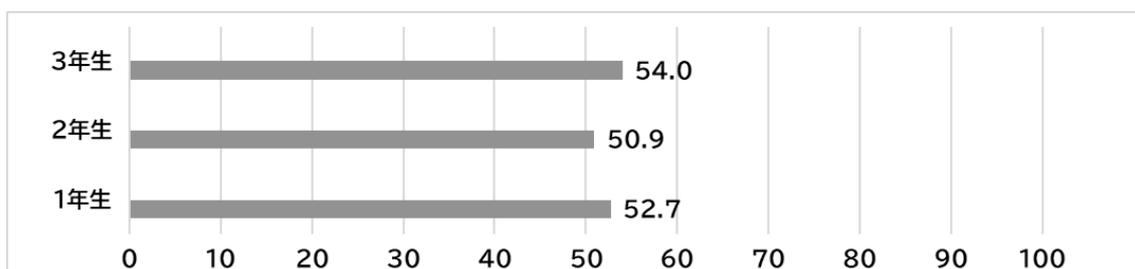


図4-1-2 学年別構成比(%)

<学年別回答数 1年生:182件中96件/2年生:114件中58件/3年生:54件中29件>

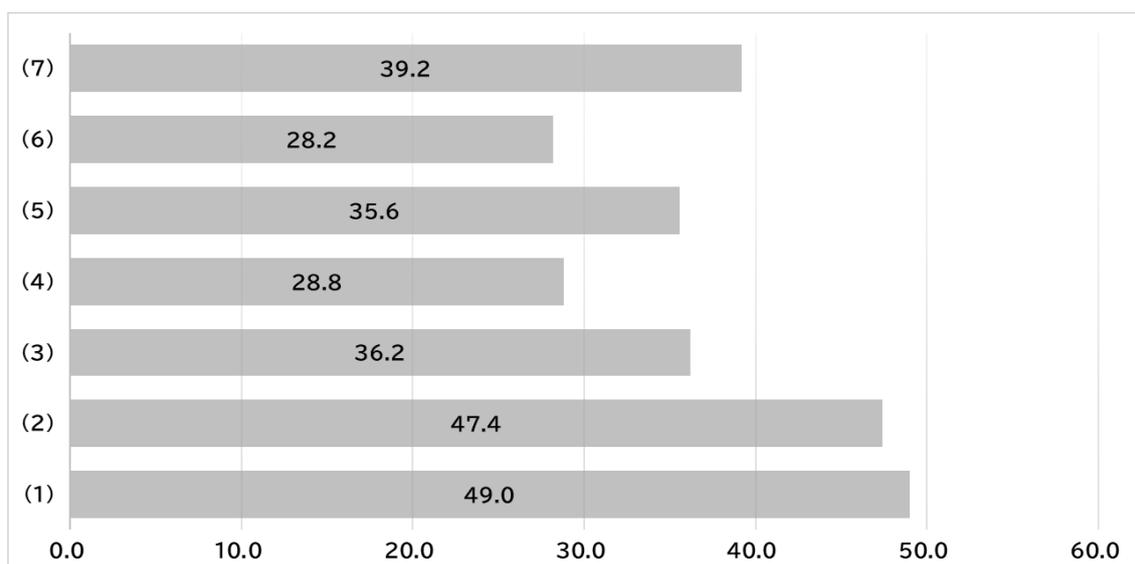
守られていないと感じる権利【安心して生きる権利】第5条

「いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」

4-2 【自分らしく生きる権利】第6条

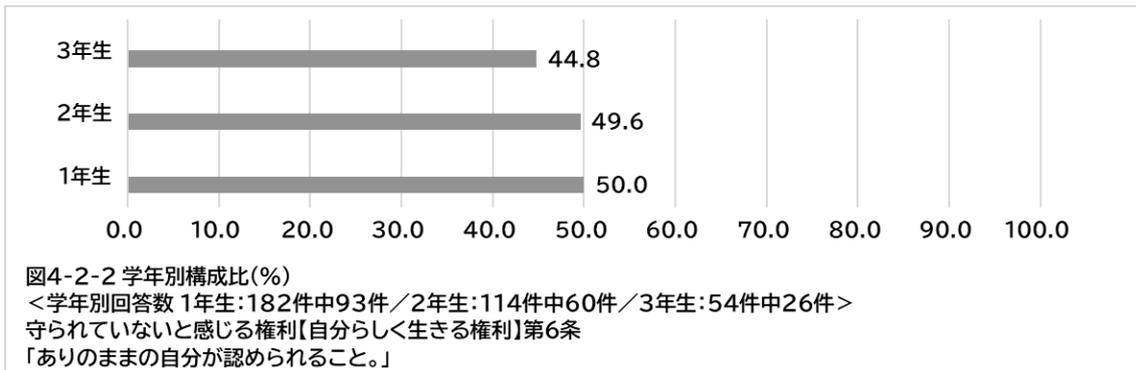
自分らしく生きる権利を定めた第6条のなかで、図[4-2-1]より、守られていないと感じられている権利として最も割合が高いのは、「(1)ありのままの自分が認められること。」で49.0%(56.9%)、次いで、「(2)個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が47.4%(45.1%)、「(7)プライバシーや名誉が守られること。」が39.2%(41.2%)、「(3)自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が36.2%(40.2%)、「(5)安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。」が35.6%(37.3%)、「(4)自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が28.8%(28.4%)、「(6)安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が28.2%(32.4%)と続いています。また、()内の前回調査と比較すると、「(2)個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」「(4)自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」の2項目が高くなっています。

最も高い割合の「(1)ありのままの自分が認められること。」に関して、学年別構成比をまとめた図[4-2-2]を見ると、「1年生」の50.0%(48.3%)が最も高く、次いで、「2年生」の49.6%(62.7%)、「3年生」の44.8%(52.4%)と、どの学年も半数近い割合となっています。また、()内の前回調査と比較すると、「1年生」の割合が少し高くなっています。



- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (1) ありのままの自分が認められること。

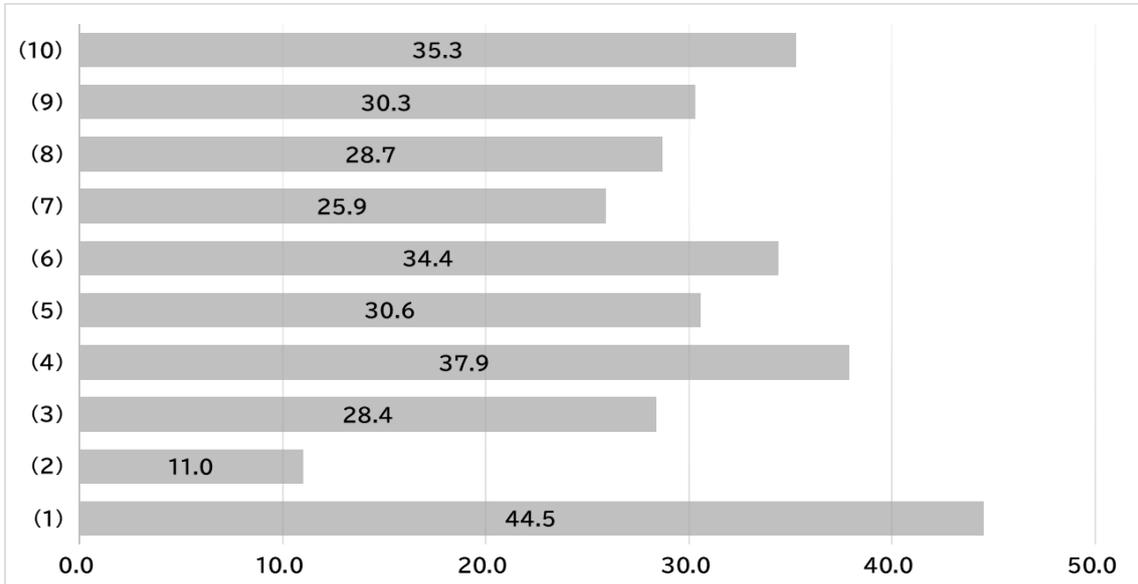
図 4-2-1 【自分らしく生きる権利】第6条
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <365件の回答>



4-3 【豊かに育つ権利】第7条

豊かに育つ権利を定めた第7条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-3-1]より、「(1)遊ぶこと。」が44.5%(47.5%)と最も高く、次いで、「(4)自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」37.9%(46.5%)、「(10)夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」35.3%(47.7%)、「(6)様々な世代の人々とふれあうこと。」34.4%(34.9%)、「(5)友だちをつくること。」30.6%(26.7%)、「(9)自然に親しむこと。」30.3%(30.2%)、「(8)芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」28.7%(26.7%)、「(3)保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」28.4%(29.1%)、「(7)地域や社会の活動に参加すること。」の25.9%(19.8%)、そして、第5条から第8条までを含み、唯一の1割台である「(2)学ぶこと。」11.0%(22.1%)が続きます。また、()内の前回調査と比較すると、「(5)友だちをつくること。」「(7)地域や社会の活動に参加すること。」「(8)芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」「(9)自然に親しむこと。」の4項目が高くなっています。

最も割合が高い「(1)遊ぶこと。」に関して、学年構成比をまとめた図[4-3-2]を見ると、最も多いのは、「3年生」の54.7%、次いで、「2年生」の45.3%、「1年生」の40.8%となっています。学年が上がるにつれて、割合が高くなっており、「1年生」と「3年生」の間には、10ポイント以上の差があります。



- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。
- (9) 自然に親しむこと。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (2) 学ぶこと。
- (1) 遊ぶこと。

図 4-3-1 【豊かに育つ権利】第 7 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <317 件の回答>

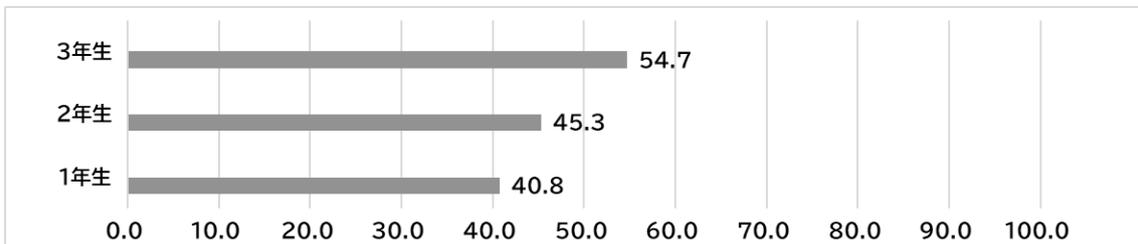


図4-3-2 学年別構成比(%)

<学年別回答数 1年生:169件中69件/2年生:95件中43件/3年生:53件中29件>

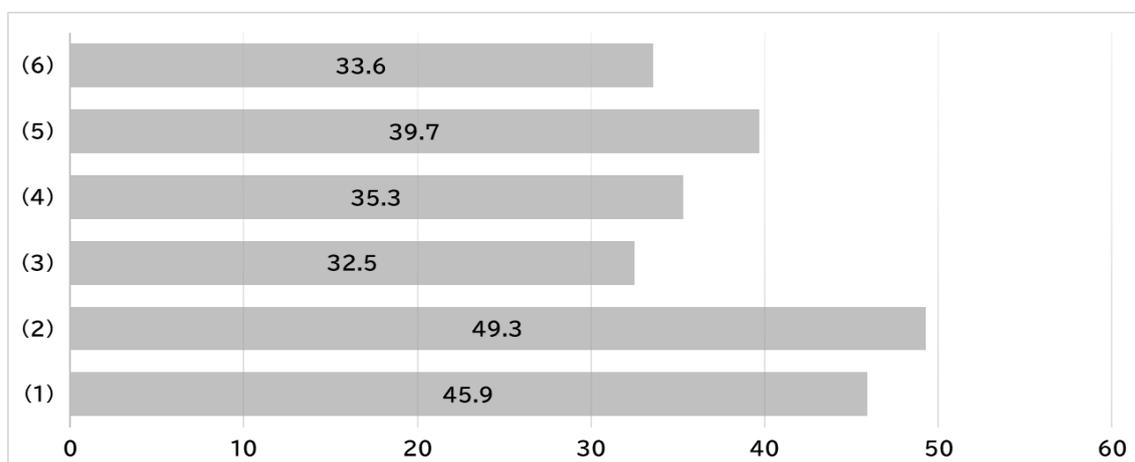
守られていないと感じる権利【豊かに育つ権利】第7条

「遊ぶこと。」

4-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第8条のなかで、守られていないと感じる項目について、図[4-4-1]より、「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が49.3%(36.6%)と最も高く、次いで、「(1)自分の気持ちや考えを表明すること。」が45.9%(40.2%)、「(5)必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が39.7%(52.4%)、「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」が35.3%(25.6%)、「(6)仲間をつくり、集まること。」が33.6%(35.4%)、「(3)年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」が32.5%(31.7%)、と続きます。また、()内の前回調査と比較すると、「(1)自分の気持ちや考えを表明すること。」「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」「(3)年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」の4項目が高くなっており、特に、「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」は10ポイント以上、「(4)年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」は10ポイント近く増えています。ここから、自分の気持ちや考えを表明することだけでなく、それがどのように活かされているのか、さらに、その意思決定過程への参加という点を不十分であると感じている割合が高いと言えます。

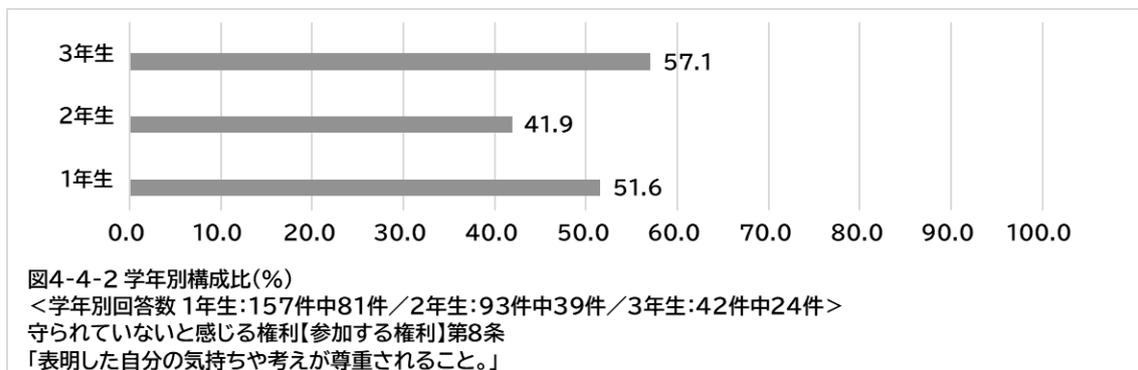
最も割合の高い「(2)表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」について、学年別構成比をまとめた図[4-4-2]より、「3年生」が57.1%と最も高く、次いで、「1年生」の51.6%、「2年生」の41.9%と続いています。



- (6) 仲間をつくり、集まること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

図 4-4-1 【参加する権利】第8条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。(%) [複数回答可] <292 件の回答>

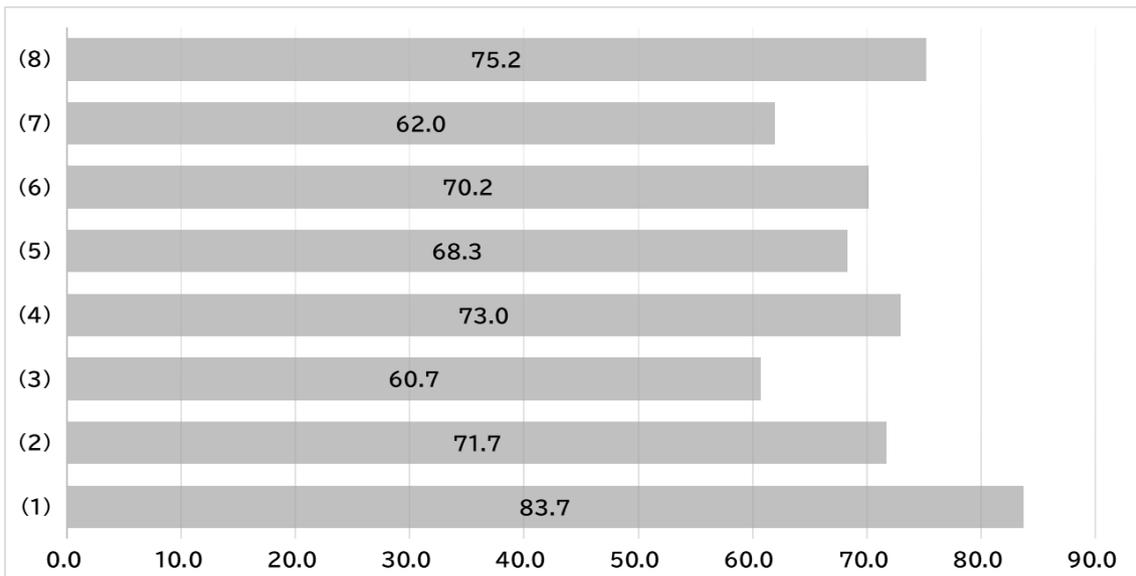


5 「豊田市子ども条例」において大切だと思う権利について

5-1 【安心して生きる権利】第5条

安心して生きる権利を定めた第5条のなかで、大切だと思われる割合が最も高い項目は、図[5-1-1]より、「(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」の83.7% (91.0%)であり、この割合は、()内の前回調査と同様に、今回調査においても第6条・第7条・第8条を含め、一番大きい数値となっています。そして、次に、「(8)いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」が75.2%(84.1%)、「(4) 平和で安全な環境の下で生活すること。」が73.0%(78.1%)、「(2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。」が71.7%(84.1%)、「(6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。」が70.2%(75.6%)、「(5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。」が68.3%(77.1%)、「(7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。」が62.0%(73.1%)、「(3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。」が60.7%(66.7%)と続きます。また、第5条は、全項目で6割以上の数値が出ており、回答者の多くが本権利を大切に思っていることがわかります。

最も割合の高い「(1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」について、学年別構成比をまとめた図[5-1-2]より、「1年生」と「3年生」がともに84.6%、次いで、「2年生」が82.3%となっており、学年ごとの差はほとんどないことがわかります。



- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。
 (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
 (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
 (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
 (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
 (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
 (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
 (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。

図 5-1-1 【安心して生きる権利】第 5 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <1004 件の回答>

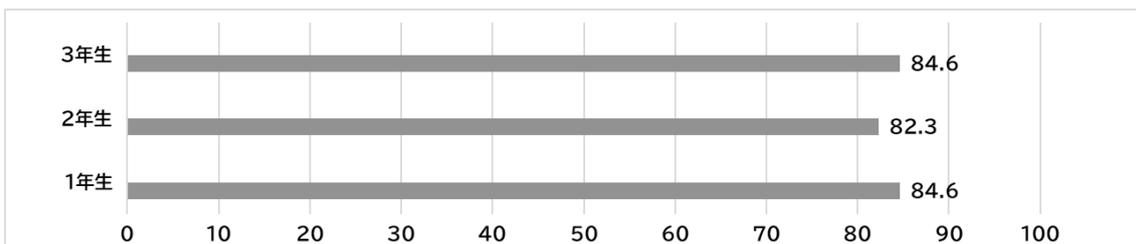


図5-1-2 学年別構成比 (%)

<学年別回答数 1年生:505件中427件/2年生:328件中270件/3年生:169件中143件>

*学年無回答:2件。

大切だと思う権利【安心して生きる権利】第5条

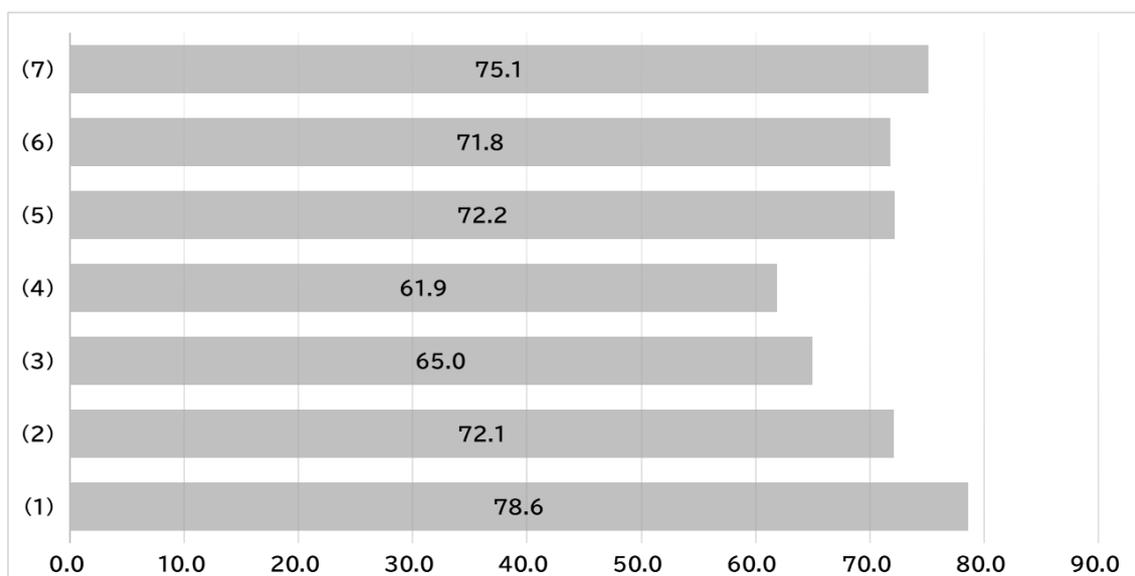
「命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。」

5-2 【自分らしく生きる権利】第6条

自分らしく生きる権利を定めた第 6 条について、図[5-2-1]より、大切だと思われる割合が最も高い項目は、「(1) ありのままの自分が認められること。」の78.6%(85.6%)、次いで、「(7) プライバシーや名誉が守られること。」75.1%(77.2%)、「(5) 安心できる場所

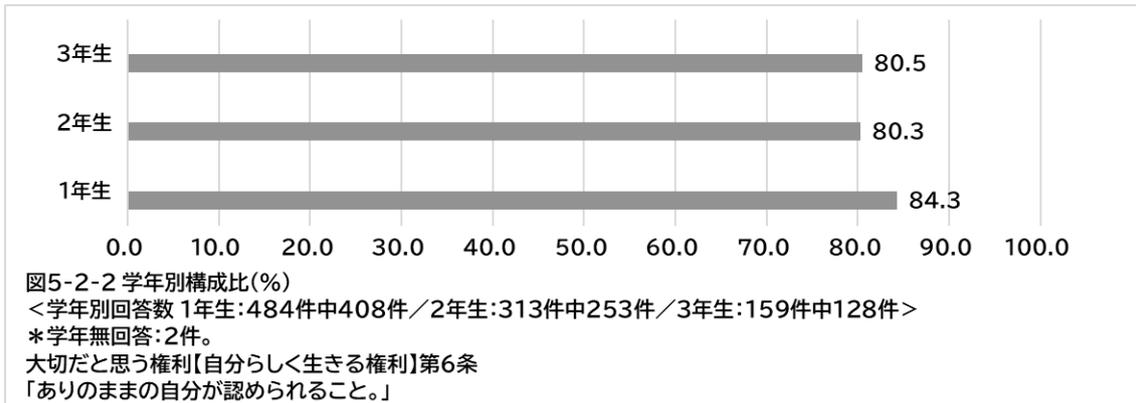
で休み、自由な時間を持つこと。」72.2%(77.2%)、「(2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。」が 72.1%(82.7%)、「(6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。」が 71.8%(77.7%)、「(3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。」が 65.0%(72.8%)、「(4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。」が 61.9%(64.4%)となっています。第 6 条も全項目 6 割以上と、第 5 条と同じく、回答者の大半に重視されているとわかります。

最も割合の高い「(1)ありのままの自分が認められること。」に関して、「4-2【自分らしく生きる権利】第 6 条」でも、本項目が 49.0%と一番多いことを踏まえ、ありのままの自分が認められていない現状に対し、大多数の回答者が認められることの重要性を感じていることがわかります。また、学年別構成比をまとめた図[5-2-2]を見ると、「1 年生」が 84.3%と最も多く、次いで、「3 年生」が 80.5%、「2 年生」が 80.3%、と続きます。1 年生から 3 年生まで数値に大きな差は見られず、大半の学年で本権利の大切さが認識されていると言えます。



- (7) プライバシーや名誉が守られること。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (1) ありのままの自分が認められること。

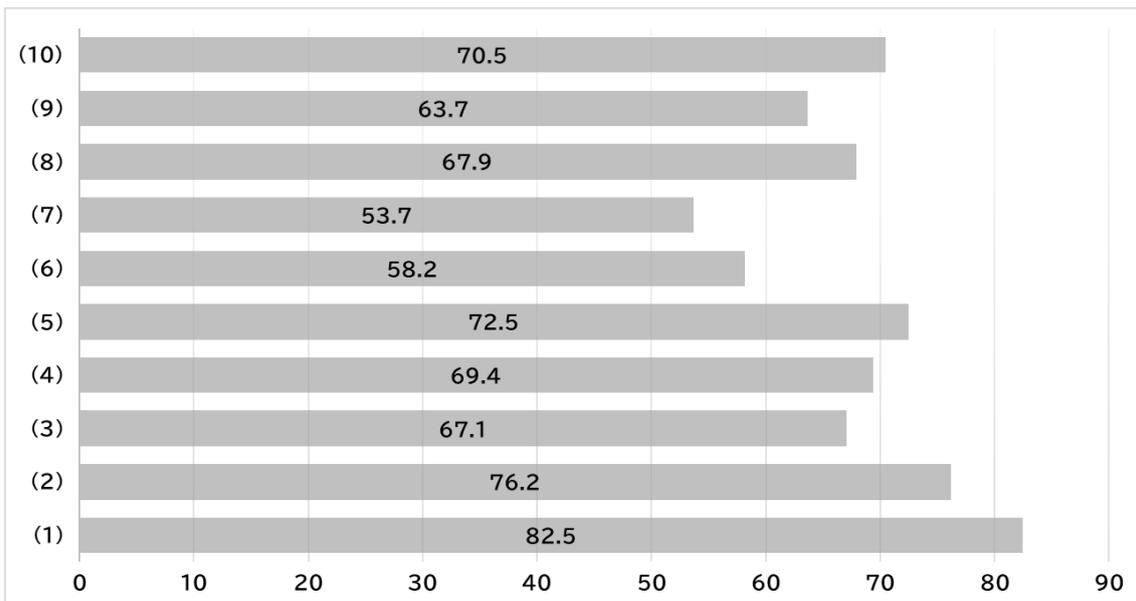
図 5-2-1 【自分らしく生きる権利】第 6 条
あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <1006 件の回答>



5-3 【豊かに育つ権利】第7条

豊かに育つ権利を定めた第7条のなかで、大切だと思われている割合が最も高い項目は、図[5-3-1]より、「(1) 遊ぶこと。」の82.5%(89.6%)となっています。次いで、「(2) 学ぶこと。」が76.2%(83.1%)、「(5) 友だちをつくること。」が72.5%(75.6%)、「(10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。」が70.5%(82.6%)と、7割台が続きます。さらに、「(4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。」が69.4%(81.1%)、「(8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。」が67.9%(71.6%)、「(3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。」が67.1%(73.6%)、「(9) 自然に親しむこと。」が63.7%(66.2%)、「(6) 様々な世代の人々とふれあうこと。」が58.2%(66.7%)、「(7) 地域や社会の活動に参加すること。」が53.7%(61.7%)となっています。

最も割合の高い「(1)遊ぶこと。」に関して、「4-3 【豊かに育つ権利】第7条」でも、本項目が44.5%と一番多いことを踏まえ、遊ぶ権利が保障されていない現状に対し、大半の回答者が、本権利が保障されることの重要性を感じていることがわかります。また、学年別構成比をまとめた図[5-3-2]を見ると、「2年生」が83.9%と最も多く、次いで、「1年生」が82.0%、「3年生」が81.5%と続きます。1年生から3年生まで数値に大きな差は見られず、どの学年でも本権利の大切さが認識されていると言えます。



- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。
- (9) 自然に親しむこと。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (2) 学ぶこと。
- (1) 遊ぶこと。

図 5-3-1 【豊かに育つ権利】第 7 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <997 件の回答>

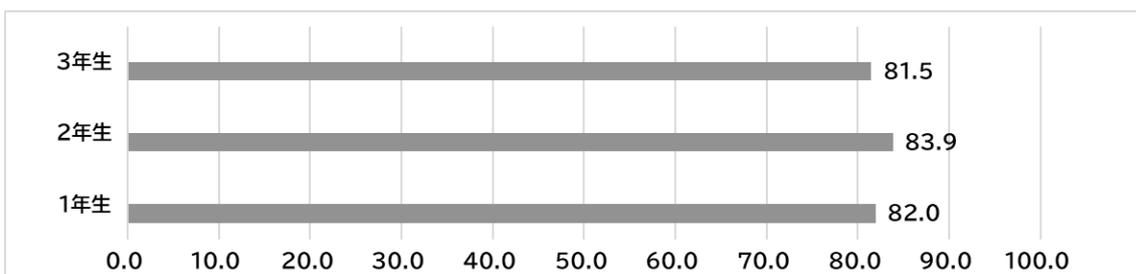


図5-3-2 学年別構成比(%)

<学年別回答数 1年生:505件中414件/2年生:322件中270件/3年生:168件中137件>

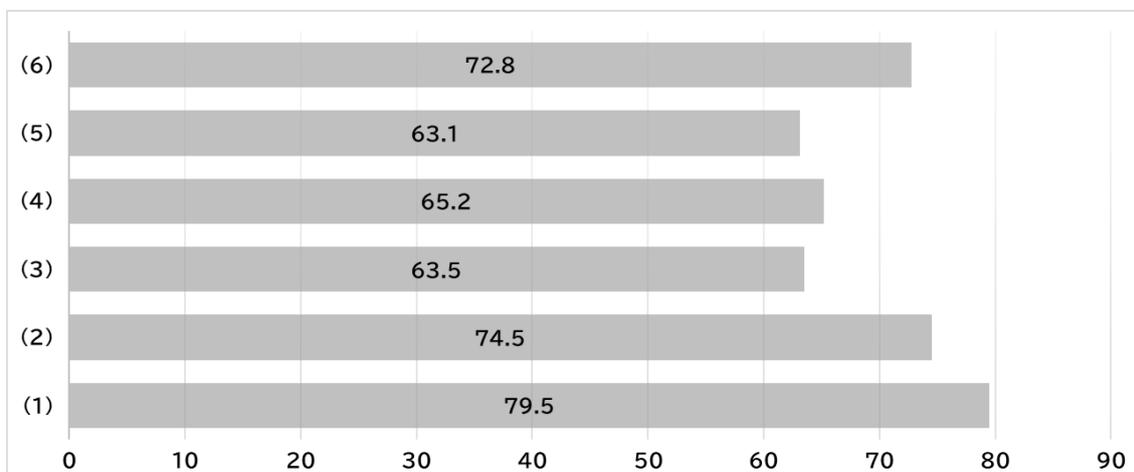
*学年別無回答:2件。

大切だと思う権利【豊かに育つ権利】第7条

「遊ぶこと。」

5-4 【参加する権利】第8条

参加する権利を定めた第8条のなかで、大切だと思われる項目として最も高い割合は、図[5-4-1]より、「(1) 自分の気持ちや考えを表明すること。」の79.5%(86.6%)となっており、次いで、「(2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」が74.5%(83.1%)、「(6) 仲間をつくり、集まること。」が72.8%(73.1%)、「(4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。」が65.2%(67.7%)、「(3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。」が63.5%(67.7%)、「(5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。」が63.1%(68.2%)と続きます。第8条も、第5条と第6条とともに、全ての項目が6割以上の数値であり、回答者の大半に重視されている権利であると言えます。

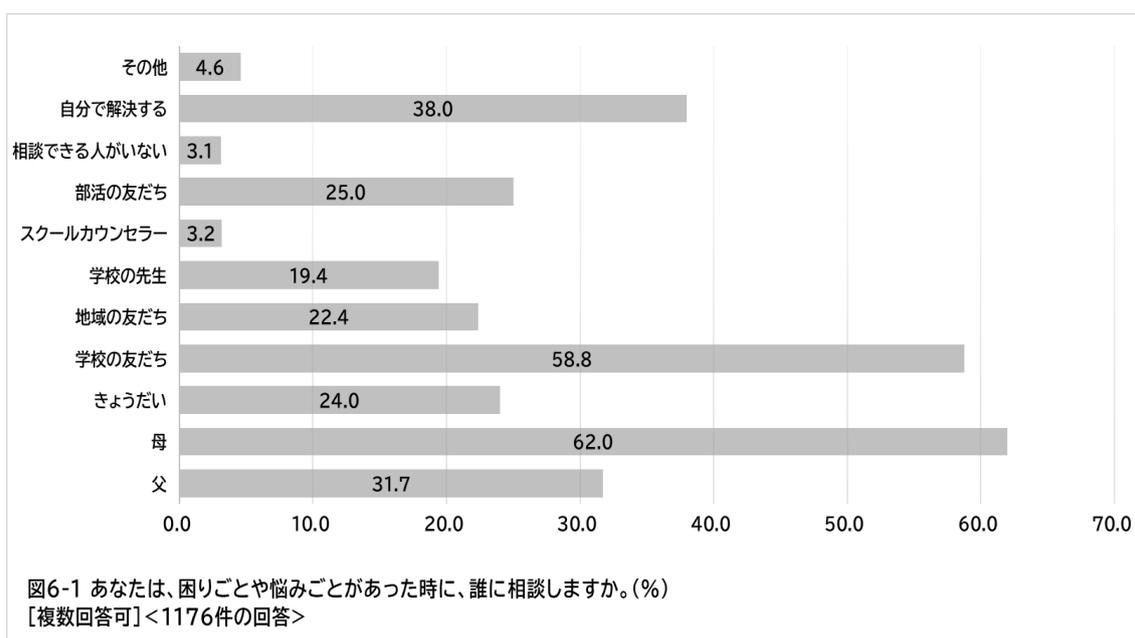


- (6) 仲間をつくり、集まること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。

図 5-4-1 【参加する権利】第8条
あなたが大切だと思う権利を選択してください。(%) [複数回答可] <986 件の回答>

6 困りごとや悩みごとを相談する相手について

困りごとや悩みごとを相談する相手として図[6-1]より、「母」が 62.0%(58.9%)と最も多く、次いで、「学校の友だち」が 58.8%(65.3%)、「自分で解決する」が 38.0%(42.5%)、「父」が 31.7%(23.3%)、「部活の友だち」が 25.0%(25.1%)、「きょうだい」が 24.0%(19.6%)、「地域の友だち」が 22.4%(17.4%)、「学校の先生」が 19.4%(23.7%)、「その他」が 4.6%(7.8%)、「スクールカウンセラー」が 3.2%(4.6%)、「相談できる人がいない」が 3.1%(6.8%)と続きます。



また、表[6-2]は、図[6-1]の「その他」と回答した方に対し、相談できる人を質問した結果をまとめたものです。表[6-2]により、「その他の友だち(他校・学校外・塾・地域外)」が 14 件と最も多く、次いで、「インターネット(匿名相談室・友人・知人)」が 11 件、「祖母」と「恋人・パートナー」がともに 4 件、「いここ」「親戚」「先輩」「自分」がそれぞれ 2 件、そして、「SNS 上の仲の良い友だち」「chat-gpt」「祖父」「姉」「中学校の先生」「医療機関などのカウンセラー」「近所のおじさん」が各 1 件ずつあげられています。

表 6-2 あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

*図[6-1]の「その他」回答54件の内、相談先として 45 件の回答がありました。

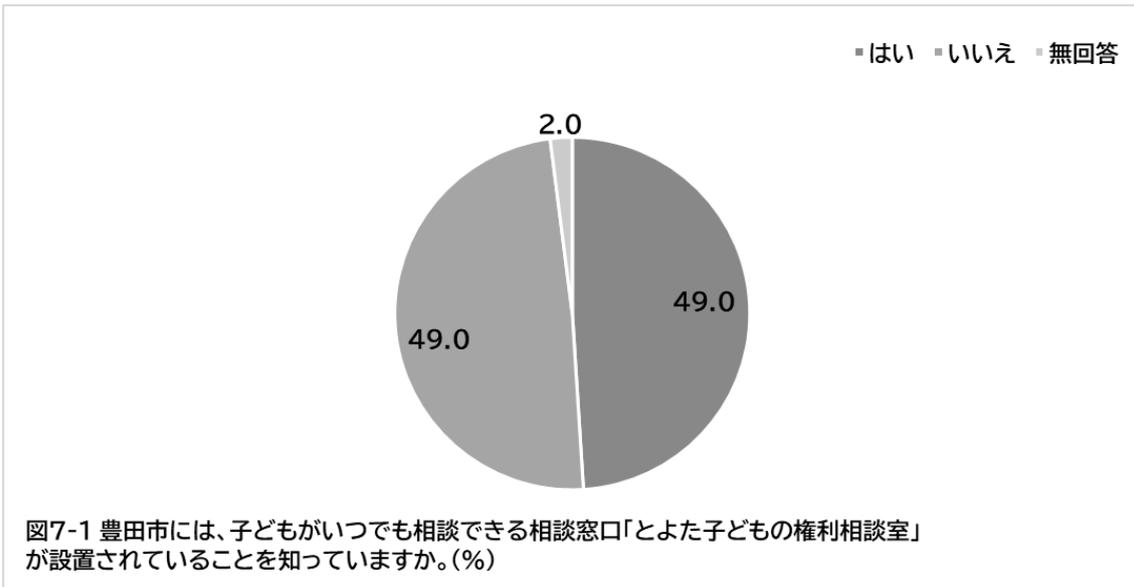
*各項目は、回答そのままだけでなく、必要に応じて表現方法を変えたり、まとめたりしているものもあります。

相談できる人	回答数
その他の友だち(他校・学校外・塾・地域外)	14
SNS 上の仲の良い友だち	1
インターネット(匿名相談室・友人・知人)	11
chat-gpt	1
祖母	4
祖父	1
姉	1
いとこ	2
親戚	2
恋人・パートナー	4
先輩	2
中学校の先生	1
医療機関などのカウンセラー	1
近所のおじさん	1
自分	2

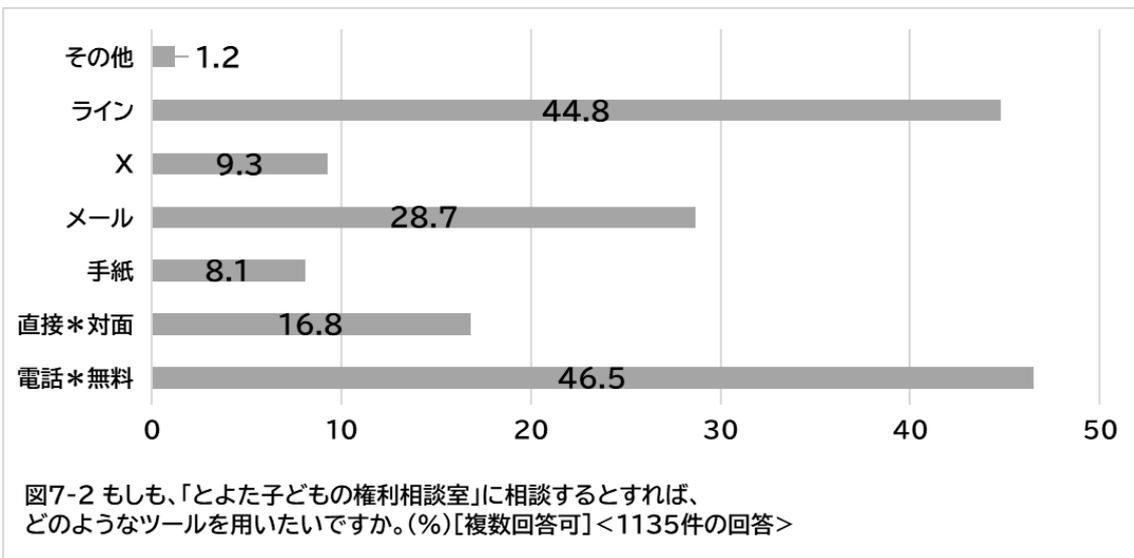
7 豊田市が設置する相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)について

7-1 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)の認知度

子どもの権利擁護に必要な支援をするために設置されている「とよた子どもの権利相談室」(愛称「こことよ」)について、図[7-1]より、知っている(「はい」)と回答した割合と知らない(「いいえ」)と回答した割合がともに 49.0%となっています。前回調査では、知っていると回答した割合の 29.3%に対し、知らないという回答は 67.6%と認知度が低いことが明らかとなりました。一方で、今回調査では、前回調査に比べ、知っていると回答した割合が 20 ポイントほど増えており、「とよた子どもの権利相談室」の認知度が高まっていることが指摘できます。ただし、知っていると回答した割合は半数にとどまるため、さらに、認知度を高めていくことが引き続き課題であると言えます。



7-2 相談窓口(「とよた子どもの権利相談室」)を利用するとき用いたいツール



「とよた子どもの権利相談室」(愛称「こことよ」)を利用するとき用いたいツールについて、図[7-2]より、最も多かったのは「電話*無料」46.5%(39.6%)です。次いで、同じ4割を超える「ライン」44.8%(53.5%)、そして、「メール」28.7%(30.0%)、「直接*対面」16.8%(19.8%)、「X」9.3%(「ツイッター」18.4%)、「手紙」8.1%(6.5%)と続いています。()内の前回調査と比較すると、「ライン」の割合が引き続き高いこと、また、「電話*無料」が高まっていることが特徴としてあげられます。一方、X(旧ツイッター)の割合は半分となっています。

また、「その他」の回答 14 件の内、ツールの記述があった 9 件は、「インスタグラム(DM)」5 件、「discord」2 件、「FAX」1 件、「カカオトーク」1 件となっています。「ライン」や「X」と同じように、「直接*対面」と異なり、遠隔での様々なコミュニケーションツールが求められていることが指摘できます。

8 子どもの権利に関する意見など(自由記述)について

8-1 内容の分類

アンケートには、子どもの権利に関する意見や考え、また、知りたいことや質問を自由に記述してもらう項目を設定し、高校生の意識を具体的に把握することを試みました。100 件の回答を下記の通り 11 項目に分類しています。なお、内容を分類する際、一人の回答に複数の項目が含まれている場合には、それぞれの項目で数えています。

表8 分類項目と数

分類項目	合計
A 権利について	63
B 意見の表明・尊重について	7
C 自分らしく生きることについて	9
D 地域社会・自然について	1
E 遊びについて	2
F 差別・不当な扱いについて	1
G 虐待について	1
H 相談場所・方法について	4
I 大人に対して	3
J 制度・政策について	4
K その他	7

「A 権利について」では、子どもの権利の大切さとその内実が社会で保障されることの重要性に関する視点が多く示されています。また、子どもが権利を行使するためには、大人の力が必要であるとともに、「もっと身近に感じたり、詳しく知ったりする機会があるといいと思います。」「子どもの権利があってもどのような時に利用したら良いかがわからない」など、権利を知り、それを行使する場面や方法を学ぶ必要性も指摘されています。さらに、学ぶ機会に対しては、「子どもの権利に関する条例・条約などを子どもたちにも分かりやすく伝えるべきだ。条例を作って、ただ”読んで”というより学校教育の一環として取り入れるべきだ。」「正しい情報

を身につけるため、もっと学校の授業や講話などで専門家や先生などによる教えを乞いたいです。」など、学校における充実を求める声が挙げられています。また、「自分が思ったよりも子供を大切にしようという意識が広まってとてもびっくりしました。このまま意識を広めるためにも子供の僕たちができることは何かを考えて実行していき、より良い社会をつくりたいです。」と、自分にできることを考え、社会の改善のために行動していく姿勢も述べてくれています。これは、「B 意見の表明・尊重について」にもつながるもので、「大人の意見だけでなく子供の意見も聞いてあげるようにしてほしい」「もう少し子どもの意見を聞いたり考え方を社会に広めて子どもの立場になって考えていくともっとより良い社会になると思います。」など、子どもの意見を尊重し、社会のあり方につなげていくことの必要性が示されています。

さらに、子どもたちを取り巻く環境として、「C 自分らしく生きることについて」では、「小さい時だと余計に自分の取り組みたいこと、意見などに反対されることが多いと思うので取り組める環境があればいいなと思います」「未来ある子供が自由な道を選べるような環境をつくるのが大切」など、自分のしたいことや自分に関係することを決めたり、選択できたりするような環境を求める声があります。一方で、「過干渉なぐらいがいい」と、子どもを守る環境が整備される必要性につながる視点も示されています。また、「D 地域社会・自然について」では、高校生段階において地域社会および自然とのつながりがあまり感じられなくなること、「E 遊びについて」では、遊ぶ時間の少なさや経済的課題が述べられています。さらに、「F 差別・不当な扱いについて」では、人権侵害という危機的状況にさらされている現状があることが示され、「G 虐待について」では、その問題性への指摘がなされています。

また、「H 相談場所・方法について」では、「不安なことがあったら相談できる場所があるからいいと思った」と、相談場所があることの大切さとともに相談ツールの充実などの課題も挙げられています。さらに、「I 大人に対して」では、大人が子どもの権利を理解することの必要性とともに「J 制度・政策について」では、子どもの権利に対する理解を社会全体で深めていくための方法や教育機関の充実を求める声、さらに、医療費の無償がいかに安心につながっているかという意見が示されています。そして、「K その他」では、体操座りの廃止およびテスト返却におけるプライバシーへの配慮を求める声や「通知表という人を数字で判断する制度」に対する問題指摘、学校タブレットに関する学習環境の質問がなされています。

8-2 記述内容(個人情報保護の観点から一部修正を加えたほかは、誤字と思われるものを含め、原文のまま掲載しています)

A 権利について

- ・全ての子供の権利が保障される事を願っています。
- ・みんなが幸せに生きられるための権利がたくさんあって良いと思いました。あまり深く知らなかったのが改めて読んでみて考えることができ良かったです。
- ・守られていない権利がないのはすごく恵まれていると思いました

- ・年齢によって守られている権利が変化している。18 年間で見たら概ね全ての権利が守られているなど感じる。
- ・このアンケートで守られていることが多いなと思った
- ・権利があれば何でもできる！！！！！！
- ・子供の権利を尊重したい！
- ・あんしんする
- ・大事なことだと思う
- ・子どもの権利は子供の時にしか用いることができずかけがえのないものだから大切にしたいほうがいい。
- ・とても良い
- ・とてもいいと思う
- ・とてもいいものだと思います
- ・とても素晴らしいものだと思います！
- ・子供が守られていてとてもいいと思った。
- ・子供を守る事が出来るからいいと思います
- ・子供の権利を守ることは重要だと思う
- ・子供の権利を守ることはとても大切だと思いました。
- ・子供の権利が守られることは大切だということが改めてわかった。
- ・子供の権利がいかに大切なのか改めて知ることができました
- ・子どもの権利が保障させてるのはいいと思いました
- ・子供の権利を守ることは大切なことだと思います。
- ・子どもの権利は生きていくうえで大切であり、必要なことでもあると思う。
- ・子どもの権利があることは、子供が暮らしやすくなるのでいいと思います。
- ・こういった条例は子供を守り健やかに成長させる為に必要な物であり、守られるべきことであると思う
- ・どの内容も自分の成長にとってとても大切なことだと思います
- ・子供の事を尊重していて、とても良いと思う。
- ・権利があるおかげで心が疲れている子にとってありがたい存在なんだなと思いました。
- ・子供の権利が守られるようになった社会はとても良い物だと思います。
- ・権利はあったほうがいい
- ・あるべきでありあり続けなければいけないとおもう。
- ・権利が守られないのは本当に良くないと思う。その時点でもそうだし、後々社会に出たときに困ったり、良くないことをしたりするようになってはいけないと思う。
- ・子どもの権利で思い浮かんだことがあり、それは戦争です。戦争は日本にも関係があり、実際に世界大戦でも日本は戦争に参加していたことがあります。その戦時中には日本だけでなく世界中の国民の権利が軽視されていたと思うし、それは子どもも例外ではなかったとも思い

ます。加えて、子どもや人間の権利を軽視することは、命を軽視することと同じであるため、私たち人間はたとえ子どもに対してだとしても、権利を侵害したり軽視してはならないと思いました。

- ・自分が思ったよりも子供を大切にするような意識が広まってとてもびっくりしました。このまま意識を広めるためにも子供の僕たちができることは何かを考えて実行していき、より良い社会をつくりたいです。
- ・権利がどれだけ存在していてもその権利の行使が可能かどうかは周りの大人によるので、権利がもっと強い存在のものになればいいなと思います。
- ・権利があっても実現できないことは多いと思います。
- ・子供は見ていだけでは守れない。行動に移さないといけないのだ。
- ・子どもの権利は守られるべきですが、その方法は画一的である必要があるとは思いません。愛があれば変わらないと思います。
- ・子供は愛情をたくさん注いでもらって初めて成長できると思います
- ・まだ知らない人が多いと思う
- ・自分が子どもである以上、子どもの権利について少しは知っておくべきだと思う。
- ・もっと知りたいです
- ・もっと世の中に広まるべき
- ・もっと認知されるようにしてほしい
- ・このような権利があることはあまり知られていないと思います。
- ・まだ権利について、くわしく知っている人がすくないとおもうので、もっと知ってもらう機会を作ったらいいと思います。
- ・子どもの権利を保障してくれていることはもともと知っていましたが、今回のアンケートを通して、自分が思っていた以上にどんなものなのか、どんなことをしてくれるのかなど詳しいことを知らないと感じ、驚きました。だから、もっと身近に感じたり、詳しく知ったりする機会があるといいと思います。
- ・言葉を聞いたことあるだけであまり内容を知らない人が多いと思うので、言葉だけを広めるのではなく、内容まで把握してもらう必要があると思う。
- ・子どもの権利についてふれる機会がなかなか無いから、私たち自身が知れる機会がもう少し身近であればいいなと思います。
- ・日常例を教えて欲しい
- ・子どもの権利があってもどのような時に利用したら良いかわからないから利用する場面を知りたい。
- ・どこまで権利があるか知りたい。また、その子どもの権利に対して、豊田市がどんなことをしているか知りたい。
- ・学校の授業でもっと話題に出すべきです
- ・学校であなた達はこんな権利を持っているのだよと道徳の授業などで教えると良いと思

ました。

- ・子どもの権利に関する条例・条約などを子どもたちにも分かりやすく伝えるべきだ。条例を作って、ただ”読んで”というより学校教育の一環として取り入れるべきだ。
- ・「子どもの権利」と言っているが、「権力」ではないことも広めてほしいです。子供だから、精神が幼いからといって悪用してしまうのを黙認するわけにはいきません。正しい情報を身につけるため、もっと学校の授業や講話などで専門家や先生などによる教えを乞いたいです。
- ・子どもの権利というので、当たり前なことだからこそ聞きなじみのないことだと思って、僕は幸せなんだなと思いました。そして、小さい子はこの権利をきっかけに、自分が普通じゃないと気付くかもなので、小学校の子を中心にもっと教えていくべきだと思いました。
- ・大人の義務は発生しないのに子どもの権利を表明して何になる
- ・子どもの範囲を知りたい。
- ・何のためにこの子どもの権利というものが出来たのか
- ・子供の権利で新たに認められたものは何があるか
- ・子供の権利は簡単に変えられるものなのか、全部多数決でしか決まらないのかを知りたい
- ・子どもの権利を守るために取り組んでいる具体例を教えてください
- ・権利が守られていない子どもにはどのような対応をとるのが気がになります。
- ・もし子どもの権利が守られていない子がいた場合どのように守られるようになるのか教えて欲しいです
- ・豊田市子ども条例は改正が行われてきたのか
- ・権利と理想は別物である。見直して分けるべき。
- ・子供の権利

B 意見の表明・尊重について

- ・大人の意見だけでなく子供の意見も聞いてあげるようにして欲しい
- ・子供の意思をできる限り尊重すること
- ・子供だからと、適当にあしらわないこと
- ・個人の意見は個人に尊重されるべきだと思いました。
- ・もう少し子どもの意見を聞いたり考え方を社会に広めて子どもの立場になって考えていくともっとより良い社会になると思います。
- ・最近の子供達が発表している意見が、学校の上層部や教育委員会の上層部に消されている印象を受けた。クラスの中で自分の意見を言っても、クラスの他の人たちからは少数意見だと言って無視され、潰されるという現状がある。
- ・子どもの権利条約があつてフォーラムなども開催されていることがあまり周知されていないと感じる。大人が子供の権利について学ぶだけでなく、学生も学び自分の意見が発表できる機会が増えるといいと思う。

C 自分らしく生きることについて

- ・子どもが独立することができるようであってほしい
- ・自由に過ごせるようにするのが一番大切かなと思った
- ・小さい時だと余計に自分の取り組みたいこと、意見などに反対されることが多いと思うので
取り組める環境があればいいなと思います
- ・子供の時が一番積極的に色々なことができる時期なので、子供達にしっかりとした生活ができるような環境にしていきたい
- ・未来ある子供が自由な道を選べるような環境をつくるのが大切
- ・こどもじゆう
- ・過干渉なぐらいがいい

D 地域社会・自然について

- ・高校に入ってから地域社会、自然との繋がりをあまり感じていない。

E 遊びについて

- ・勉強に縛られている学生たちの娯楽を増やした方がストレス緩和になると思う
- ・遊びたいけど、遊び代が高い

F 差別・不当な扱いについて

- ・背が低いということを馬鹿にされることがある

G 虐待について

- ・虐待は良くない

H 相談場所・方法について

- ・不安なことがあったら相談できる場所があるからいいと思った
- ・非常にネガティブな気持ちの時に、普段利用しない相談サービスで「相談しよう」という気持ちになれない。
- ・私は相談するのなら電話が一番いいのですが、電話が無料でも携帯のプランでこちらからかけると有料になってしまいます。そのためラインであればまた気軽に相談ができると思うのですが、ラインは現在利用可能なのでしょうか？今は利用する予定はないのですが一応知っておきたいと思い、質問させていただきました。
- ・こことよの相談を受ける人はどのような条件で選ばれているのか、資格などが必要かどうか

I 大人に対して

- ・頑張ってください

- ・時代が違うから仕方がないのかもしれないけれど、子供への理解が足りない人が多い気がしています。
- ・子供だけではなく、大人もこの権利を学ぶ機会を設けてほしいです。

J 制度・政策について

- ・子供の権利については恥ずかしながらその存在すら知りませんでした。よりその存在を周知するためにわかりやすい冊子などを配布してほしいです。
- ・全国的にもっと深く知ってもらうために、政府からの普及を促す効果があるコマーシャルメッセージなどをしてもらいたいです。
- ・医療費が無料になったのはありがたい。部活で怪我をするリスクが高いため、安心して病院に通うことができているから。
- ・常識と言う誰が作ったかもわからない固定概念に縛られない教育機関が出来て良い世の中になることを祈ります

K その他

- ・体操座りは廃止すべき
- ・テスト返しなどでふとした時に見えてしまうようなことがあったり、採点の見直しで再度点数を変える時に誰かに見られたりすることがあるので余りプライバシーが守られていないんじゃないかと感じました
- ・通知表という人を数字で判断する制度を変えようとする市や教育委員会の人たちもどうかと思う。人というのは他者からは絶対に判断できないものであり、自分のことを一番理解しているのは自分である。子供達の未来を数字評価によって奪っているのも同然である。よって、他者の状態の良し悪しを数字で評価し判断することはナンセンスだと思う。以上のことから、自分の意見を自由に言い侵害されない権利と、通知表評価によって子供たちの未来が侵害されない権利を重点的に守ってほしいと思う。
- ・妹がずっと学校のタブレットで遊んでいます。私はおせっかいで(勉強したくないだけかもしれないませんが)妹に勉強しなさいと言ってしまいます。が、妹はかたくなに勉強しようとしません。どうしたら勉強してもらえますか？もしくは、どうしたら妹を気にせずに勉強できるでしょうか？

9 とよた子どもの権利相談室(こことよ)の所感

9-1 子どもの権利に関する高校生の意識について

(1) 高校生の権利意識の全体状況の概観

2020年の第1回調査から4年が経過しました。この間、豊田市は、これまでの小学生・中学生向けの子どもの権利学習だけではなく、子どもの権利啓発事業として、すべての中学校を対象に、教職員向け事前研修、全校講演、そして全教室での権利学習授業を行ってきました。2023年からは、中学校区を単位として保護者・地域向け研修を実施しています。2028年度まで、全ての学校区で実施する予定です。

第3次豊田市子ども総合計画の成果と課題を確かめるために実施された市民意向調査では、子ども条例の認知度は、どの年齢段階でも改善しつつあります。とりわけ中学生年代では飛躍的に認知度が上昇していることを確かめることができます。

子ども条例の認知度

(令和5年度第2回子どもにやさしいまちづくり推進会議資料より)

	2018年	2023年
小学校低学年	6.0%	11.7%
小学校高学年	22.3%	30.3%
中学生	28.6%	48.1%
高校生	33.6%	41.9%
一般市民	27.3%	30.2%

とはいえ、まだまだ、子どもや市民の大半が条例を知っているという状態にあるわけではありません。とりわけ高校生年代での認知度については、前回に引き続き、大きな課題が残されているということが、今回の調査から見えてきました。

豊田市子ども条例の認知度は、前回調査の34.2%から、今回調査は37.6%となり若干の上昇がみられました。豊田市外から通う高校生に条例を知らない96.6%が含まれますので、この数字は条例認知度として決して低い数字ではありません。しかしながら、豊田市に居住する高校生を確かめてみても、条例認知度は46.2%(前回46.9%)となり、微減となりました。引き続き、高校生に向けた、豊田市子ども条例の広報と普及が大きな課題となっています。とりわけ、豊田市外に居住する高校生らに条例の存在を知ってもらうために、駅やバス停、車内広告といった媒体を使って、広げていくことが求められているのではないのでしょうか。

このアンケートを通して「子どもの権利」を知った多くの高校生が、自由記述欄で、「子どもの権利はとていいものだと思う」「どの内容も自分の成長にとって大事だと思った」「あまり深く知らなかったので改めて読んでみて考えることができよかった」と回答してくれています。

子どもの権利を知ることが、自分自身の安心や社会や大人への信頼にもつながるのではないのでしょうか。

豊田市内・豊田市外に関わりなく、多くの高校生は、小学校段階あるいは中学校段階で子どもの権利条約を学んでいることが明らかになりました(74.6%)。子どもにとっては、「権利」という概念の獲得自体がとても難しいものであることは間違いありません。それゆえにこそ、繰り返し学ぶことが大事ですし、具体的な体験を通して、「権利が守られている」「権利が守られていない」ということを感じ取ることも必要です。子どもの権利を学ぶ体験機会が、学校のなかでも外でも、飛躍的に増えてほしいと思います。

(2)高校生にとって「守られていないと感じている権利」はどのようなものか

表[9]より、守られていないと感じる割合が最も高かった項目は、【安心して生きる権利】の「a:いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。」52.3%であり、次いで、【参加する権利】の「m:表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。」49.3%、そして、前回調査で最も高い割合を示した【自分らしく生きる権利】の「e:ありのままの自分が認められること。」49.0%(56.9%)が続きます。

表9 守られていないと感じる割合の高い(35%前後)項目

権利項目		割合
【安心して生きる権利】 第5条 (図[4-1-1])	a:いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。	52.3%
	b:あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。	42.0%
	c:困っていることや不安に思っていることを相談すること。	41.4%
	d:命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。	36.9%
【自分らしく生きる権利】 第6条 (図[4-2-1])	e:ありのままの自分が認められること。	49.0%
	f:個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。	47.4%
	g:プライバシーや名誉が守られること。	39.2%
	h:自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。	36.2%
	i:安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。	35.6%

【豊かに育つ権利】 第7条 (図「4-3-1」)	j:遊ぶこと。	44.5%
	k:自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。	37.9%
	l:夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。	35.3%
【参加する権利】 第8条 (図「4-4-1」)	m:表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。	49.3%
	n:自分の気持ちや考えを表明すること。	45.9%
	o:必要な情報を大人や社会に求め、集めること。	39.7%
	p:年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。	35.3%

【安心して生きる権利】の a については、b と d とともに、生命と生存に関わるため、迅速な問題把握と対応が求められます。そして、自由記述では、「背が低くて、よく、小学生だの赤ちゃん言葉使ってくるだの扱いを受けますが、低身長に人権はありますか?」(「F 差別・不当な扱いについて」と、人権が侵害されている現状を訴える声が挙げられています。これに対しては、「非常にネガティブな気持ちの時に、普段利用しない相談サービスで『相談しよう』という気持ちになれない。」(H 相談場所・方法について)との指摘があるように、相談ツールや安心して相談できる関係づくりなど c の環境の整備とともに、【自分らしく生きる権利】の各項目(e/f/g/h/i)に関連し、日々の生活のなかで、自分は大切にされている・自分らしく生きることができていると実感できるような関わり合いを社会のあらゆる場面で実現できるよう考えていかなければいけません。さらに、【豊かに育つ権利】の項目のなかでは、jの遊ぶことが最も高い割合となっており、子どもの成長発達のために、休息・余暇・遊び・レクリエーション活動、文化的生活および芸術に自由に参加する権利(子どもの権利条約第 31 条)を保障することの重要性を社会全体で認識し、そのための時間と資源を十分に整えることが必要です。また、前回調査と比較すると、それぞれの権利項目で順位に変動はあるものの、守られていないと感じる割合の高い項目としてはほとんど同じ項目が示されています。しかし、【参加する権利】のmは、今回調査で挙がってきたものであり、49.3%と、前回調査(36.6%)よりも10ポイント以上増えていることが特徴として指摘できます。nの気持ちや考えを表明することの重要性と合わせ、表明してくれたものをいかに尊重していくのが課題として示されていると言えます。

そして、このような状況は、国連子どもの権利委員会で採択された2019年の総括所見において日本の問題・課題としても指摘されています。例えば、緊急措置が必要な分野のなかには、差別の禁止や子どもの意見の尊重が含まれ、また、生命と生存・発達に対する権利項目では、社会の競争的性質によって子ども時代を享受することが妨げられないよう措置をとることが求められています。さらに、教育に関する項目では、過度な競争的システムを含むストレスの多い学校環境を改善する必要性が指摘されています。そして、自由記述のなかには、「勉強に縛られている学生たちの娯楽を増やした方がストレス緩和になると思う」(E 遊びについて)や

「通知表という人を数字で判断する制度を変えようとする市や教育委員会の人たちもどうかと思う。(中略)子供達の未来を数字評価によって奪っているのも同然である。よって、他者の状態の良し悪しを数字で評価し判断することはナンセンスだと思う。(後略)」(K その他)と、このような社会状況が実感として示されるとともに、競争主義に基づく数値的学力のような特定の価値基準にしばられることへの問題認識も挙げられており、これは、f や l といった自分の個性や可能性の追求につながる指摘であると言えます。

最後に、この子どもの権利を保障するための環境整備に関しては、一人ひとりの声に向き合うことのできる環境を社会全体で作りあげていくことが必要であり、そのためには、大人が子どもの権利に対する理解を深めるとともに、教職員(学校)および保護者(家庭)が抱える問題に対する制度・政策の充実など、大人自身の人格・尊厳が尊重されているのか、大人の権利も含めた改善視点も必要になります。

自由記述欄のなかに、いくつかの共通の質問がありました。以下、少し私たちなりの応答をさせていただきます。

(3)子どもの権利はどうすれば行使できるのか

- ・子どもの権利を守るために取り組んでいる具体例を教えてください
- ・権利が守られていない子どもにはどのような対応をとるのが気になります。
- ・もし子どもの権利が守られていない子がいた場合どのように守られるようになるのか教えて欲しいです。

子どもの権利を守るための取組は、じつは身近なところにたくさんあります。どのような支援や施策があるのか、高校生の皆さんが利用可能な制度にはどのようなものがあるのか、実際に探してみたいと思います。そして、豊田市子ども条例は、子どもの権利を守るための具体的な取組として、子どもの権利擁護委員 3 名を配置し、また、子どもがいつでも相談できる場所として、こことよ(とよた子どもの権利相談室)を設置しています。

子どもの権利を擁護する活動として私たちが一番大事にしていることは、子どもからの相談にのること、子どもの意見や気持ちを聴くことです。子どもたちが何かに困っているとき、何かで辛いとか、苦しいと感じているとき、そこには何かの権利侵害が潜んでいる可能性があるかと私たちは考えています。

権利が守られていないと思われる子どもがいた場合、その当事者の子ども自身と一っしょに作戦会議をひらきます。子どもがどのような解決を希望しているかを確かめますし、擁護委員・相談員から解決方法をいくつか提案する場合があります。そのなかから、いちばんよい解決策を子どもと大人が一っしょに考えて探し出します(これを「子どもの最善の利益」と言います)。ですので、権利が守られていない(と判断される)子どもへの対応の仕方は、ひとりひとりの子どもの状況に応じてさまざまです。

それから、どうすれば子どもの権利は守られるようになるのかという質問ですが、とても大事な視点だと思います。自分自身の権利が守られてないとき、あるいはお友達の権利が守られていないとき、どちらの場合も、みなさん自身が行動しなければならない場面があると思います。お友達やグループの仲間に相談することや、まわりの大人に相談することも考えられますし、ことよでは擁護委員や相談員に相談することができます。ことよは、学校や家族、お友達に知られたくないような相談ができるというメリットもあります。

(4)意見を聴かれる子どもの権利をもっと豊かに実現するために

- ・大人の意見だけでなく子どもの意見も聞いてほしい
- ・子どもの意見をできる限り尊重してほしい。子どもだからといって、適当にあしらわないでほしい。
- ・子どもの意見が、学校のなかで受け止めてもらえてないと感じている。
- ・クラスの中で自分の意見を言っても、クラスの他の人たちから少数意見だと言って受け止めてもらえない。

子どもの権利の中心に、「意見を聴かれる子どもの権利(子どもの意見表明権)」があります。アンケートの自由記述には、「子どもの権利が定められていることはとてもよい」「子どもの権利が守られていることがよくわかった」といった肯定的な意見も多数みられましたが、「もっと子どもの意見を聴いてほしい」「もっと子どもの意見を尊重してほしい」といった意見も少なからず存在していることを、重視したいと思います。

子どもたちの意見を表明する機会を積極的に位置づけようとする教育実践は、多くの学校や学級で広がっているのではないかと思います。豊田市内の中学校での研修場面でお伺いすると、部活動の練習方法について子どもたち自身でメニューを決めているとか、修学旅行の行き先も子どもと一っしょに話し合っ決めていて、といった実践もあるようです。豊田市は、条例で「子ども会議」を置いています。子ども会議を通じて、豊田市内の子どもは誰でも参加でき、市の子ども施策に対して意見表明することもできます。各家庭の様子はいかがでしょうか。

なのに、なぜ子どもたちは、「もっと子どもの意見を聴いてほしい」「意見が尊重されていない」と感じてしまうのでしょうか。じつは、子どもの意見表明権といった場合に、意見を言ってくださいね、意見を聴きますね、というだけでは不十分なのです。この点、あらためて少し補足しておきたいと思います。

第一に、子どもに意見表明を求めるにあたっては、きちんとした情報提供が必要となります【情報提供】。制服について意見表明を求める際には、制服とはどういうものか、世界では制服はどうなっているのか、制



服があることによって困っている子の存在(たとえば LGBTQ)なども、きちんと情報提供をしていく必要があります。また、子どもが意見を形成できるようにするために、意見表明をサポートする専門的な大人の存在が必要になります【意見形成】。そして、きちんと意見表明してもらったら、その結果をフィードバックすることも大切です【フィードバック】。この循環をすべて含んで、制度を構築していかななくてはなりません。これを、子どもの意見表明サイクルと言います。

第二に、子どもの意見表明のための条件を 2 つ挙げます。ひとつは、子どもの意見表明のための安全確保(意見を言っても叱られない、個人情報を守られる、不利益にならない、差別されない、など)です。ふたつめに、意見表明を強制されない権利もある(意見を言いたくない、という子どももいます)、ということも重要です。

こうした意見表明の条件が整わないと、子どもは安心して意見を表明することができません。子どもが意見表明できないことを子どもの責任にしてはならないのです。子どもたちが意見表明できるサポートを、きちんと出来ているかを考える必要があります。また、意見表明していくためのゆったりとした時間、じっくり考えることができる時間の保障も、大変重要です。いま、そうした時間が奪われているのではないのでしょうか。受験勉強や部活動を含め、競争的な教育環境の見直しという問題とも結びつく問題です。

なお、子どもの意見表明に対しては、子どもの意見に大人が絶対的に服従することではなく、子どもの最善の利益の観点から子どもの意見や気持ちに答えることが大切だと考えます。その上で、もしも子どもの表明した意見が採用されなかった場合には、なぜそうした判断になったのか、フィードバックされなければなりません。

9-2 調査結果をふまえた今後の課題

(1) 高校生意識調査結果をふまえた課題の検証

最後に、調査結果をふまえた今後の課題について述べたいと思います。

調査結果については、こことよ(子どもの権利相談室)と名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室の共同で分析を行いました。アンケートからみられる高校生の意識やその実態をどうとらえるか、協議を重ねながら検証してきました。

今回、あらためて感じたことは、アンケートからだけではみえてこない、高校生のおかれている生活背景や社会的な状態、もっと改善すべき制度的な問題といったものが、構造的に横たわっているのではないかということでした。例えば、調査にご協力いただいた高校生のうち、学年別では高校 1 年生の回答者数がいちばん多く、学年があがるにつれて回答数は減少しています。高校 3 年生の回答者数がいちばん低くなるという傾向は、今回も前回も同じ傾向です。ここには、部活動の影響かもしれませんし、受験の影響があると考えられるのかもしれませんが。

自由記述に見られた「過干渉なぐらいがいい」との意見について、子どもの困っていることについて、大人がもっときちんと関わってもらいたいという大人への期待と受け止めればよいのか、子どもの発達段階によっては、より保護的(介入的)なかわりが求められるべきだとの

ご意見なのか、判断が難しいものもありました。

・豊田市子ども条例は改正が行われてきたのか

豊田市の子ども条例は、もともと、豊田市の子どもたちの意見をもとに制定されたという特質をしていますが、自由記述欄に示されたこのご質問は、もしかすると、「昔の子どもたちの意見だけではなく、今の子どもたちの意見も聴いてほしい(聴かれるべき)」との意見なのかもしれないと私たちは受け止めました。

調査結果の分析をすすめながら、私たちは、高校生自身が主体的に関わって、本調査結果をふまえて自由に意見表明ができる場を設定してはどうかと考えました。この場自体が、高校生の意見形成と意見表明の機会となり、かつ、大人からの情報提供やフィードバックの機会ともなるような、そのような場をつくっていきたいと思います。豊田市子ども条例は、これまで、まだいちども改正をしていませんが、現行の条例では守ることが難しいような子どもの権利はあるのかどうか、もっと積極的に条例に書いたほうがよい子どもの権利があるのかどうか、高校生の皆さんからの意見を、ぜひとも聴かせてほしいと思います。もちろんのこと、私たちもいっしょになって考えたいと思います。

(2)今後の相談活動の課題

今回の調査結果で、こことよ(子どもの権利相談室)の認知度は、29.3%(2020年)から49.0%(2024年)まで、大幅に改善されました。このことを、私たちは大きな喜びとともに受け止めています。もっと多くの高校生にとって、より身近で、より信頼される場にしていけるよう、引き続き取組を強化していくことをお約束したいと思います。

相談相手についての調査では(Ⅲ-6)、多くの高校生が、「友だち(学校 58.8%、部活動 25.0%、地域 22.4%)と、「家族(母 62.0%、父 31.7%、きょうだい 24.0%)」、が圧倒的多数を占めました。「自分で解決する」(38.0%)ことも、高校生段階の子どもの自立しようとする思いのあらわれであると受け止めました。相談相手としてスクールカウンセラーを選択した高校生が 3.2%にとどまっているのは、高校におけるスクールカウンセラーの配置の状況が関係している可能性があります。

数は少ないですが、その他(4.6%)を選択した方もおられます。その中には、インターネットで知り合った人や SNS でつながった人や、chat-gpt と答えた人もいました。インターネットゲームを通じて知り合った人とトラブルに発展するようなケースが、新聞やニュースでも報じられています。高校生のみなさんには、インターネット活用場面での特段の留意をお願いしたいと思います。

今回、アンケートの実施にあたり、豊田市内のすべての高校生年代の子どもたちにアンケート実施依頼をお届けできたわけではありませんでした。引き続き関係機関と連携を図り、改善に努めたいと思いますので、みなさまのご協力とご理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い致します。

参考資料

1 単純集計結果

問 1-1 あなたの学年を教えてください。

	回答数	構成比(%)
1年生	613	51.9
2年生	375	31.8
3年生	190	16.1
4年生	0	0.0
無回答	2	0.2
合計	1180	100.0

問 1-2 あなたの性別を教えてください。

	回答数	構成比(%)
女	497	42.1
男	670	56.8
その他	9	0.8
無回答	4	0.3
合計	1180	100.0

問2 あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

	回答数	構成比(%)
豊田市内	943	79.9
豊田市外	235	19.9
無回答	2	0.2
合計	1180	100.0

問3 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	444	37.6
いいえ	735	62.3
無回答	2	0.1
合計	225	100.0

問4 あなたは「豊田市子ども条例」を読んだことがありますか。

	回答数	構成比(%)
はい	77	6.5
いいえ	1101	93.3
無回答	2	0.2
合計	1180	100.0

問5 あなたは国連の「子どもの権利条約」を知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	548	46.4
いいえ	630	53.4
無回答	2	0.2
合計	1180	100.0

問6 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

	回答数	構成比(%)
はい	880	74.6
いいえ	297	25.2
無回答	3	0.3
合計	1180	100.0

問7 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

	回答数	構成比(%)
はい	635	53.8
いいえ	543	46.0
無回答	2	0.2
合計	1180	100.0

問 8-1 【安心して生きる権利】第 5 条
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	129	36.9
(2)	117	33.4
(3)	106	30.3
(4)	119	34.0
(5)	93	26.6
(6)	147	42.0
(7)	145	41.4
(8)	183	52.3
対象者数	350	—

問 8-2 【自分らしく生きる権利】第 6 条
自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	179	49.0
(2)	173	47.4
(3)	132	36.2
(4)	105	28.8
(5)	130	35.6
(6)	103	28.2
(7)	143	39.2
対象者数	365	—

問 8-3 【豊かに育つ権利】第 7 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	141	44.5
(2)	95	11.0
(3)	90	28.4
(4)	120	37.9
(5)	97	30.6
(6)	109	34.4
(7)	82	25.9
(8)	91	28.7
(9)	96	30.3
(10)	112	35.3
対象者数	317	—

問 8-4 【参加する権利】第 8 条

自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	134	45.9
(2)	144	49.3
(3)	95	32.5
(4)	103	35.3
(5)	116	39.7
(6)	98	33.6
対象者数	292	—

問 9-1 【安心して生きる権利】第 5 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	840	83.7
(2)	720	71.7
(3)	609	60.7
(4)	733	73.0
(5)	686	68.3
(6)	705	70.2
(7)	622	62.0
(8)	755	75.2
対象者数	1004	—

問 9-2 【自分らしく生きる権利】第 6 条

あなたが大切だと思う権利を選択してください。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	791	78.6
(2)	725	72.1
(3)	654	65.0
(4)	623	61.9
(5)	726	72.2
(6)	722	71.8
(7)	756	75.1
対象者数	1006	—

問 9-3 【豊かに育つ権利】第 7 条
 あなたが大切だと思う権利を選択して
 ください。 [複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	823	82.5
(2)	760	76.2
(3)	669	67.1
(4)	692	69.4
(5)	723	72.5
(6)	580	58.2
(7)	535	53.7
(8)	677	67.9
(9)	635	63.7
(10)	703	70.5
対象者数	997	—

問 10-1 あなたは、困りごとや悩みごと
 があった時に、誰に相談しますか。
 [複数回答可]

	回答数	比率(%)
父	373	31.7
母	729	62.0
きょうだい	282	24.0
学校の友だち	691	58.8
地域の友だち	264	22.4
学校の先生	228	19.4
スクール カウンセラー	38	3.2
部活の友だち	294	25.0
相談できる人が いない	36	3.1
自分で解決する	447	38.0
その他	54	4.6
対象者数	1176	—

問 9-4 【参加する権利】第 8 条
 あなたが大切だと思う権利を選択して
 ください。 [複数回答可]

	回答数	比率(%)
(1)	784	79.5
(2)	735	74.5
(3)	626	63.5
(4)	643	65.2
(5)	622	63.1
(6)	718	72.8
対象者数	986	—

問 10-2 「10-1」の質問で「その他」と答
 えた方に質問します。あなたが相談でき
 る人は誰ですか、教えてください。

	回答数	構成比(%)
記述あり	45	83.3
無回答	9	16.7
対象者数	54	100.0

問 11 豊田市には子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室」が設置されていることを知っていますか。

	回答数	構成比(%)
はい	578	49.0
いいえ	578	49.0
無回答	24	2.0
合計	1180	100.0

問 12-1 もしも、「とよた子どもの権利相談室」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。

[複数回答可]

	回答数	比率(%)
電話*無料	528	46.5
直接*対面	191	16.8
手紙	92	8.1
メール	326	28.7
X	106	9.3
ライン	508	44.8
その他	14	1.2
合計	1135	-

問 12-2 「12-1」の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたいか、教えてください。

	回答数	構成比(%)
記述あり	9	64.3
無回答	5	35.7
対象者数	14	100.0

問 13 子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。 [自由記述]

	回答数	構成比(%)
記述あり	118	10.0
無回答	1062	90.0
合計	1180	100.0

2 質問項目(漢字調査票)

子どもの権利に関する高校生意識調査アンケート

・この調査は、「豊田市子どもの権利擁護委員」が、豊田市内の高校に通学する高校生を対象に、子どもの権利に関する意識調査を行うものです。

・「豊田市子どもの権利擁護委員」は、豊田市子ども条例に基づき設置されている子どもの権利救済機関です。

・ここで「子ども」とは18歳未満の人のことをいいます。

・18歳又は19歳で高校に在学中の人も豊田市子ども条例に規定された「子どもの権利」の保障の対象となります。

・この調査は、個人の考え方を特定して、正しいかどうかを判定するものではありません。あなたのご意見やお考えを率直にお答えください。

・アンケートの内容は、個人が特定されることがないように統計的に処理をしたうえで後日公開されます。

・あなたの個人的な情報を、あなたの家庭やあなたの通う学校の方々にお伝えすることはあえてありませんので、安心してご回答ください。

・アンケートの回答中、つらい気持ちや悲しい気持ちになるようなことがあれば、いつでも回答を中止することができます。回答を中止することで、あなたが不利益を受けるようなことは一切ありません。

・この調査の実施にあたっては、名古屋大学教育学部教育行政学研究室が協力しています。

1-1 あなたの学年を教えてください。

1年生

2年生

3年生

4年生

1-2 あなたの性別を教えてください。

男

女

その他

2 あなたは豊田市内に住んでいますか、それとも豊田市外に住んでいますか。

豊田市内

豊田市外

3 あなたは豊田市に「豊田市子ども条例」があることを知っていますか。

はい

いいえ

4 あなたは「豊田市子ども条例」

(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/gyoseikeikaku/ikusei/1007534.html>)を読んだことがありますか。

はい

いいえ

5 あなたは国連の「子どもの権利条約」

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>)を知っていますか。

はい

いいえ

6 あなたはこれまで、学校で、子どもの権利について学んだことがありますか。

はい

いいえ

7 あなたは、子どもの権利について、もっとよく知りたいと思いますか。

思う

思わない

8 「豊田市子ども条例」は、次のような子どもの権利を保障しています。「8-1」「8-2」「8-3」「8-4」のそれぞれの権利のなかで、自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

8-1【安心して生きる権利】第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

8-2【自分らしく生きる権利】第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

8-3【豊かに育つ権利】第 7 条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

8-4【参加する権利】第 8 条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。自分が守られていないと感じている権利があれば、選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

9「豊田市子ども条例」の権利のうち、あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

9-1【安心して生きる権利】第 5 条 子どもは、安心して生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい環境の下で生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) 健康に気を配られ、適切な医療が受けられること。
- (6) あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと。
- (7) 困っていることや不安に思っていることを相談すること。
- (8) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること。

9-2【自分らしく生きる権利】第 6 条 子どもは、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) ありのままの自分が認められること。
- (2) 個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること。
- (3) 自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること。
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと。
- (6) 安心して過ごすことができる居場所を持つこと。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

9-3【豊かに育つ権利】第7条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 自分の気持ちや考えを聞いてもらうこと。
- (5) 友だちをつくること。
- (6) 様々な世代の人々とふれあうこと。
- (7) 地域や社会の活動に参加すること。
- (8) 芸術、文化、スポーツなどに親しむこと。
- (9) 自然に親しむこと。
- (10) 夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること。

9-4【参加する権利】第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会などに主体的に参加するために、次のことが保障されます。あなたが大切だと思う権利を選択してください。いくつ選択してもかまいません。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 表明した自分の気持ちや考えが尊重されること。
- (3) 年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること。
- (4) 年齢や発達に応じて意思決定に参加すること。
- (5) 必要な情報を大人や社会に求め、集めること。
- (6) 仲間をつくり、集まること。

10-1 あなたは、困りごとや悩みごとがあった時に、誰に相談しますか。[複数回答可]

- 父
- 母
- きょうだい
- 学校の友だち
- 地域の友だち
- 学校の先生
- スクールカウンセラー
- 部活の友だち
- 相談できる人がいない
- 自分で解決する
- その他

10-2 10-1の質問で「その他」と答えた方に質問します。あなたが相談できる人は誰ですか、教えてください。

11 豊田市には、子どもがいつでも相談できる相談窓口「とよた子どもの権利相談室(愛称「こことよ」)」

(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisetsu/sodan/1029292/index.html>)が設置されていることを知っていますか。

はい

いいえ

12-1 もしも、「とよた子どもの権利相談室(愛称「こことよ」)」に相談するとすれば、どのようなツールを用いたいですか。[複数回答可]

電話(無料)

直接(対面)

手紙

メール

X(旧ツイッター)

ライン

その他

12-2 12-1の質問で「その他」と答えた方に質問します。どのようなツールを用いたいか、教えてください。

13 子どもの権利に関することについて、あなたの意見や考えをお聞かせください。わからないことや知りたいこと、質問でも構いません。[自由記述]

3 高校生アンケート協力依頼文書

子ども条例に関する意識調査アンケートにご協力をお願いします。

みなさんは豊田市子ども条例を知っていますか？豊田市では、子どもの権利を守るために子ども条例を制定しています。

この調査は、高校生のみなさんを対象に「豊田市子ども条例」・「子どもの権利」に関する意識調査を行うものです。「子ども条例」の認知度を調査し、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために活用します。みなさんの生活の中で、子どもの権利は守られているか教えてください。

以下のQRコードまたはとよた子どもの権利相談室ホームページからアクセスし、ご回答をお願いいたします。

<QRコード>

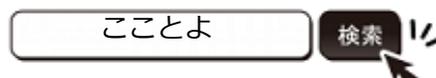


(漢字版)



(ひらがな版)

<インターネット検索>



- ✓ とよた子どもの権利相談室（こことよ）のホームページへアクセス
- ✓ 高校生意識調査にある外部リンクからアンケートへ

所要時間：10分程度

回答期限：令和6年8月31日まで

調査実施者：とよた子どもの権利相談室（豊田市）及び名古屋大学

この調査によるあなたの個人情報、家族や学校の方々には伝えることはありません。また、調査に参加しないことによる不利益は一切ありません。

※通信料は自己負担となります。

問い合わせ

とよた子どもの権利相談室 TEL：0565-33-9317